

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 3 月 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和2年3月5日

開 議	午前9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	報告第1号 令和2年度岩出市土地開発公社予算について
日程第3	議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について
日程第4	議案第2号 監査委員条例の一部改正について
日程第5	議案第3号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6	議案第4号 岩出市学校給食分担金徴収条例の一部改正について
日程第7	議案第5号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第8	議案第6号 根来寺遺跡展示施設管理条例の制定について
日程第9	議案第7号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第8号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第9号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第10号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第11号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第12号 市道路線の認定について
日程第15	議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について
日程第16	議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算
日程第17	議案第15号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第18	議案第16号 令和2年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第19	議案第17号 令和2年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第18号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第21	議案第19号 令和2年度岩出市水道事業会計予算
日程第22	議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算
日程第23	発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第 1 号につきましては、質疑、議案第 1 号から議案第 13 号まで及び議案第 15 号から議案第 20 号までの議案 19 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 14 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。発議第 1 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○田畑議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議 1 件であります。

次に、本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 報告第 1 号 令和 2 年度岩出市土地開発公社予算について

○田畑議長 日程第 2 報告第 1 号 令和 2 年度岩出市土地開発公社予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

質疑は、自席でお願いします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑をお願いいたします。

○増田議員 おはようございます。

報告については、2 点お聞きをしたいと思います。

土地開発公社については、この間、当局のほうから、岩出市の将来において、開発公社を使う必要があるんだという認識のもとで、この間、開発公社というものを存続してきました。であるならば、今後、市としてはどのような開発公社を使う予定というんですか、構想なんかを持っているのか、この点をまずお聞きをした

いと思います。

2点目については、実質的には、他の自治体なんかでは土地開発公社そのもの自身を廃止してきているというのが現実になってきています。ところが、岩出市では、相変わらず、今言った1点目の理由ということを利用して、存続をされてきているんですが、この点について、なぜなのかという点、この2点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 おはようございます。

増田議員のご質疑についてお答えいたします。

開発公社の将来構想についてですが、現在、市が用地を先行取得する事業はありませんが、京奈和自動車道の開通や県道泉佐野岩出線の4車線化に伴い、今後も都市基盤整備を推進する上で、機動性が高い土地開発公社による先行取得という手法は不可欠であると考えております。

次に、存続の理由についてですが、土地開発公社による先行取得の利点は、事業計画に基づき、その事業に見合う土地を機会逃さず取得できるという機動性の高さにあります。また、国庫補助事業は、配当予算が厳格に確保されており、予算の不足が生じた場合でも、土地所有者に譲渡の意思がある場合、土地開発公社により素早い対応ができることから、土地開発公社の存続は必要と考えております。

以上です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今、お答えいただきました。つまるところ、岩出市としては、開発公社については、今のところは構想はないんだけど、今後ずっと引き続いて、この開発公社については残していくんだと。将来にわたっても、現時点では残していくんだということよろしいですか。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 先ほどの答弁にありましたように、存続の予定でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、報告第1号の質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正について～

日程第15 議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託について

○田畑議長 日程第3 議案第1号 岩出市印鑑条例の一部改正についての件から日程第15 議案第13号 和歌山県と岩出市の根来寺遺跡展示施設の管理に関する事務の受託についての件までの議案13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第2号をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第2号については、監査委員さん関係の条例でございます。この中で1点だけお聞きをしたいと思うんですが、第7条のところにおいて、監査委員からの意見書の提出、これが20日から60日にするという条例でございます。20日から60日とする理由はどういう理由からこうなったのか。そしてまた、20日から60日とすることによってどのようなメリットが生じるのか、この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 増田議員の質疑にお答えをいたします。

意見の提出を20日から60日とする理由はということでございますが、意見書の提出までには監査委員による慎重な審査、これは当然でございますが、そのほかにも審査のために必要となる資料の提出の依頼、提出のあった資料の精査、監査委員の意見の合意形成などいった作業が必要となります。意見に係る決算書となりますと、これらの作業に相当の期間を要し、20日以内に提出ということが難しくなっているということから、他市の状況等を参考にさせていただいて、60日以内とするものでございます。メリットといたしましては、より慎重な審査、これができるとい

うところかと考えております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今説明をいただきました。その中で、他市なんかの場合は、既に20日から60日にしているというような自治体があるんだということも言われたんですけどね。これそのもの自身は、例えば、国の条例改正によって、岩出なんかの条例なんかも変えていくという場合なんかも多いんですが、今回のこの条例改正は、そういう国のもとのとこで変わったから変えるという条例ではなしに、実際にこれまでのことなんかを勘案して、他市の状況なんかも調査されて、そして、20日から60日になっているようなところなんかも多いということがわかったと。だから、そういう部分なんかも含めて、今回、この条例が提案されてきたと。そういうことでよろしいですか。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 増田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、今回の条例改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴って条ずれが生じてきた。これに伴って改正するのが主な要因でございます。それに伴いまして、同条中に、20日以内というところの規定がございました。これを60日以内、他市の状況等も見させていただいて、より適正なものとしていただこうというところで、あわせて改正をさせていただいたというところでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第3号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 第3号については、国民健康保険税関係です。この中では2点お伺いしたいと思います。

税率改定が行われるわけなんですけど、その中で、所得割、資産割、均等割、平等割というのがあるわけなんですけど、各税率改定における影響額についてはどのような状況になるのかという点、これをまず1点お聞きをしたいと思います。

そして、2点目には、今回の条例改正では、資産割を減らして、そして所得割、均等割をふやすという改定となっているんですけど、これはどういう視点から、こういう形になってきたのかという、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の所得割、資産割、均等割、平等割の影響額につきましては、賦課総額で申し上げますと、所得割で3,980万8,000円の増、資産割で1,515万3,000円の減、均等割で1,482万2,000円の増、平等割で22万1,000円の減となっています。

次に2点目、資産割を減らし、所得割、均等割で増額した理由につきましては、県国保運営方針において、令和9年度までの期間で、保険税の算定方法を資産割を廃止した3方式に統一することを目指すとされていることから、昨年度、国保運営協議会において、どのような対応をしていくべきかを検討した結果、平成31年度から岩出市におきましても、毎年、段階的に資産割の減額に着手することになったため、令和2年度においても資産割を減額しているものであります。

また、県国保運営方針に示されている応能・応益の割合である50対50と、応益割合のうち均等割、平等割の割合である35対15を参考に、バランスをとった結果、所得割、均等割で増額しております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の税率改正の部分では、低所得者の方、やはりそういう方についても大きな影響が出るんじゃないかというふうには思うんですが、低所得者層に対する配慮という点では、どのような形で考慮されてきたんでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回の国保事業費納付金の増額に伴う税率改正を行うことにつきましては、被保険者の方々におかれましても、非常に厳しい状況であるということは承知しているところでありまして、基金を活用するというところで、一定の負担緩和を図っているところでございます。

1人当たりの医療費が増加する中で、被保険者が減少しているという厳しい財政運営状況がありますので、被保険者の皆様にはご理解いただけますように、広報等で制度の理解の周知を図ってまいりますとともに、保険税につきましては、所得に応じた法定軽減措置というのが講じられているところではあります。納付が困難である方につきましては、納税相談の機会を設けたり、個別に相談に応じるなどの

対応をしてまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ちなみに、各所得割、資産割、均等割、平等割、これにかかわる対象人数ですね、もしわかるのであれば、この4つの部分についての対象人数、教えていただきたいと思えます。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

均等割、平等割については、皆様に等しく負担していただくものとなっておりますので、大体被保険者の皆様、負担されるものとなっております。

それから、固定資産というのは持たれている方と持たれてない方がいらっしゃるまして、固定資産がなしという世帯につきましては、8,000世帯ぐらいのうち3,783世帯がなしの世帯ということになります。

それから、所得割につきましても、大体33万円以下の方というのが所得割というのがかからないようになるんですけども、その割合は国保につきましては40.2%ということになっております。

○田畑議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 第4号については、3点お伺いしたいと思えます。

今回、学校給食を30円値上げという形にするんだという条例ですが、小学校、中学校ともに、1食当たり30円を値上げしなければならないという、この判断基準ですね、この判断の基準額についてはどのようにはじき出して、このように基準を決めてきたのか、これをお聞きしたいと思えます。

それと、当然、学校給食を値上げするという部分であれば、当然、学校給食の運営委員会などでも議論がされてきたと思うんですね。そういう点では、こういった委員会などではどのような意見が出てきたのかという点。

それと3点目には、保護者の方について、この値上げに関してのアンケートというようなものなんかはされてきたのかという点、この3つについてお聞きをしたいと思えます。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。



○南教育総務課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、小中学校ともに1食当たり30円の値上げをするという判断基準額はどうかはじき出したのかについてです。近年の諸物価の高騰により、給食用食材価格が値上がりしております。前回、給食費を改正した平成26年度の学校給食分担金と比較いたしますと、1食当たり、小学校で20円、中学校で17円が市の負担増となっています。30円増額としたのは、学校給食運営委員会からの意見により、負担増分に10円を加えて、さらなる献立内容の充実に充てるためです。

次に、2点目の学校給食運営委員会ではどのような意見が出てきたのかについてですが、学校給食運営委員会での各委員からの意見では、できれば現状維持してほしいという意見もありました。また、献立を作成している栄養士の意見を聞きたいや、値上げした場合、どんな内容充実ができるのかという意見が出ました。最終的には、今後の献立の充実を図るとともに、現在の献立内容を維持していくには、給食費改定が必要であるという結論に至り、意見書が提出されました。

続いて、3点目の保護者全員に対するアンケート等はされてきたのかについてでございますが、学校を通じて、各小中学校全児童生徒4,481人の保護者宛てに、学校給食費の改定を検討していますというお知らせを配布するとともに、市ウェブサイトへの掲載、また公共施設、市役所の教育総務課、給食センター、岩出図書館、総合保健福祉センターでも資料を閲覧できるように設置し、保護者及び市民からの意見を募りました。保護者宛ての通知配布後に特に意見はございませんでした。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 6号については、根来寺の遺跡展示施設というものを新たにつくり出すというものです。この6号議案を審議するに当たって、通告では県の施設で新たに根来遺跡の展示施設を制定する条例だということで、私は既存の施設というのが、岩出市においても、同じような根来寺の遺跡を展示している施設があるんじゃないかと。そういう点では、実際に市のものもあるのに、県の建物というものがつくられるのであれば、重複することになるんじゃないかというふうに思って、こういうような通告を出したわけです。

ところが、執行部のほうから出された分については、現実的には建物というんじゃないかなかったですね。私、この議案を審議するに当たって、本来、条例そのもの自

身の中身をやはりしっかりと説明する資料、これはやっぱり事前に議員に対して配付することもやっぱり必要やと思うんですね。現実には、条例がこうなりますよというもんだけを説明されて、中身はどういうものなのか一切わからないという部分では、そもそも審議すらできないんじゃないかと思うんです。

こちらのほうから資料を請求してからしか出さないというこの姿勢は、今後、ぜひとも改めていただきたいというふうに思うんです。本来ならば、事前説明のときにでも、本来ならこういった請求した資料なんかも事前に配っていただいて、その上で、これこれこういう部分なんですと、条例に関してはこういう部分なんですという部分で説明するのが本来の筋ではないのかなという点があるんじゃないかなという点、この点については、執行部のほうも、今後ぜひとも考えていただきたいと思います。

そういう点では、1点目については、いただいた資料から見ても施設ではないんだと、管理する建物ではないということがわかりましたので、1点目については、今の私の部分の点で言うておきたいというふうに思います。

2点目についても、展示施設の概要という点についても、いただいた資料で一目瞭然でわかりましたので、この点についても答弁のほうは結構だと思います。

3点目の指定管理者という点も条例の中には書かれていますので、指定管理者についてはどのように選定を行うのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 ご質疑の3点目、指定管理の選定についてでございますが、条例制定後に選定に関する手続等を行う期間がないこと、まず1つ。それから、現在のねごろ歴史の丘の管理について、令和2年度末で指定管理が終了となること。それから、令和2年度中に新たに指定管理の選定を行う必要があること。これら3点の理由から、令和2年度中は当該部分のみ、現在の指定管理者であるねごろ歴史の丘管理協会に、管理業務を委託するという形でしたいと思っております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、この部分については、私、この前も現場見に行ったんですが、現実的には、今工事がされていると思いますね。工事そのもの自身が終わってからの管理になると思うんですが、この既存の施設ができるのは、完成するのはいつなんで

しょうか。いつを予定されているんでしょうか。この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えします。

現在、施設の工事中でございます。今年度末、3月末までに施設の北半分が完成します。そして、半分のみを4月1日から供用開始いたします。その残りにつきましては、令和2年の11月中に完成させるということで、予定として聞いております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第8号の一般会計の補正予算については、2点お伺いをしたいと思います。

委託料として、無線LANのネットワーク環境構築業務という形で計上されているんですが、これはネットワークというのを通じて、どのような事業というんですか、ことをやっているのか。そしてまた、業務そのもの自身の内容については、どのようなものなのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、2点目は、合併浄化槽の補助金、これも下水との関係で毎年あるんですが、ずっと市としても合併浄化槽に対する補助金というのが出てきています。当初の基数というんですか、合併浄化槽の基数というのが、予定していたものがどれぐらいだったのか。そして、結果的に、自主的に設置された合併浄化槽というのはいくらぐらいだったのかという、この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員のご質疑の1点目についてお答えいたします。

委託料として、無線LANネットワーク環境構築業務として計上されているが、業務の内容はということですが、国のGIGAスクール構想に基づきまして、児童生徒に1人1台パソコンを整備するに当たりまして、令和元年度の国の補正予算に設けられた公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金を活用しまして、小中学校の教室に無線LAN及び児童生徒用パソコンの充電保管庫の施設整備を行う

ものです。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 2点目についてお答えします。

浄化槽設置整備事業における当初計画の見込み件数は170基で、実績については77基となっております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、無線LANの関係で、1人1台パソコンというようなことも言われました。ということは、生徒数に応じたパソコンの台数が要るんじゃないかというふうには思うんですが、そうすると、各教室にパソコンを置いておかなきゃならないというふうには思うんですが、そうすると生徒というんですか、子供の机の中で管理するのか、それとも別立てで、どこかのどこへ、箱というんですか、そういうものを人数分を設置するのか、その辺の今後の1人1台パソコンという部分についての今後の教室なんかの対応面というんですか、そういうのはどういうふうにご考慮されるのか、この辺だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

教室での管理につきましては、使用したパソコンは充電しないと、次また使えませんので、そのために充電保管庫というものを教室に設置いたします。約40台、ノートパソコンがここの入る、充電できるような箱、大体これぐらいの大きさになるんですけれども、それを各教室に整備する事業もこの中に含まれております。

以上でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第1号、尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

議案第1号から質疑をさせていただきます。

まず第1点なんですが、今回の条例改正による条文を読みますと、意思能力を有

しない者について、成年後見人から変更するということではありますが、意思能力を有しない者の概念及びこれは誰が判断をし、認定するのかということについてお聞きをまずしたいと思います。

それから、改正による磁気ディスクということが書かれておるんですけども、磁気ディスクというのはどういうものを指すのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

市民課長。

○大島市民課長 尾和議員のご質疑の1点目、意思能力を有しない者の概念及び誰が認定するのかについてお答えいたします。

意思能力を有しない者とは、自己の行為の法的な結果を認識、判断できる能力を欠く状況にある者であり、条例及び総務省の通知に基づき、職員が対応し、確認いたします。

続いて、2点目、磁気ディスクとは、具体的に何を指すのかについてお答えいたします。

本市は、クラウドシステムを導入しているため、磁気ディスクとは、データセンター内にあるサーバーのハードディスク及び本庁庁舎にあるバックアップサーバーのハードディスクを指しております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。意思能力を有しない者の認定については、窓口で市民課で判断をするということではありますが、以前の条例では成年被後見人として明記をされております。成年被後見人については、裁判所に申請をして、医者の方の長谷川方式というものに従って判断をして、医者の方の裏づけのもとに、裁判所が成年被後見人として確定をするわけでありまして。

しかし、今回の意思能力を有しない者については窓口でということになりますと、非常に幅が広くて、どこの基準があるのか、不明確であります。また、認知症の方にとっては波がありまして、わかるときとわからないときという形で、対人的にも、話しておりまして、そういう状況になるわけでありまして。そういうときに、地方自治体は、意思能力がないと断定することは、これは彼にあってはその個人の人権を害することになるわけでありまして、明確な基準を設けて、意思能力を有しない者とはどういうものを指すのか、具体的に明示をする必要があると私は考えて

おりますが、それについて再度ご答弁ください。

それから、磁気ディスクに関してであります。ハードディスクに含んでいるということでもあります。過去の議会において、ハードディスクなるものについては、公文書かということでも問いただしたんですけども、それは公文書の範疇ではないというようなご見解であります。磁気ディスクに保存するものについては、公文書であるという、私は認識をしているんですが、これについてご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

市民課長。

○大島市民課長 再質疑にお答えいたします。

意思能力を有しない者の概念ですが、窓口において、条例に基づき、本人の意思があるかどうか、総合的に判断させていただくこととなります。印鑑の登録をしようとする方に意思能力があるかどうか判断するに当たり、職員が状況に応じまして確認させていただくこととなります。その際、成年被後見人に対しましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に合わせまして、総務省から通知が出ており、意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人の申し出であるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑の登録の申請を受け付けることとして、差し支えないとされております。今までは一律に排除されていまして成年被後見人の方について、条例の改正により所要の要件を満たすと印鑑登録が可能となります。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員再質疑の2点目、ハードディスクは公文書か公文書でないかということですが、これはさきの12月議会で答弁させていただいたとおり、法律に基づいて判断いたします。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この時間、余り取るわけにはいかないので、時間限られておるんですが、今の説明でも、私は納得することが不可能です。もっと明確に意思能力を有しない者に対する取り扱いについては、統一見解を求めておきたいと思います。

それから、当然、成年被後見人については、印鑑登録はできないんですね、意思能力はないわけですから。成年被後見人として登録された方については、土地の売買であったり、賃貸の貸借においても、その意思能力を有しない、実印を押しても

それは無効になります。無効になるがゆえに、その人に対して公証役場において、後見人を選定して、その人は意思を代理をしてすることは可能であります。今の答弁では納得できませんので、これは次の機会にまた指摘をしておきたいと思えます。

磁気ディスクについてですが、今の答弁でも、例えば、USBとかDVDとか、こういうものについても、この磁気ディスクに該当するかどうか、再度ご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

USBとかは磁気ディスクに当たるのかというご質疑であったかと思いますが、本市においてはUSB等の使用はいたしておりませんので、ここでいう磁気ディスク等に該当しませんので、そういうものを公文書保管に利用はしてございません。

○田畑議長 続きまして、議案第2号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第2号について質疑を行います。

先ほどの増田議員の答弁にありましたが、延長する理由については、一定の理解をしております。

そこで、2番目の当市における意見書の提出についてですが、何件あるのか。それから、提出日数で20日以内に処理できないもの、これでいけば60日以内、20日から60日に延長するわけですが、60日以内に、例えば、30日に出してもええし、10日に出してもいいという理解でよいのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、これに関連してですが、監査委員に監査請求をした場合に、これも該当する事項になるのか、意見書の範囲になるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

2点目からということでございます。当市における意見書数は何件か、提出日数の実態はどうかということでございます。意見書の件数につきましては、この条例の第7条のほうで規定しております地方自治法第233条第2項の規定による決算書及び証拠書類等の審査の結果に係る意見書、これにつきまして、年度で1件となり

ますので、過去5年となりますと、5件ということでございます。

また、地方自治法第243条の2第8項の規定による職員の賠償責任の免除に係る意見書につきましては、過去5年で職員に賠償責任が生じるような事案自体がございませんので、ゼロ件ということでございます。

次に、提出日数の実態ということでございます。意見書提出依頼の日から、実際に提出した日までに要した日数を申し上げますと、日数でございますが、平成31年度では54、平成30年度では49、平成29年度でも49、平成28年度で47、平成27年度で46、おおむね50日前後を要しているというところが実態でございます。

続いて、住民監査請求に基づく監査ということでございますが、その監査に対する意見書ということではございませんので、これには該当しないというふうに考えてございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 事務局長にお聞きするんですが、今、実績を聞きました。今までは20日であって、実際は長いので54日、短いので46日間ということになりますと、現在やっていたものについては、これ条例に抵触をしていたという認識でよろしいのでしょうか。

それと、もう1点は、決算に対する意見書ですが、出納が5月に締められて、6、7で2カ月、60日になりますね。9月議会に提案される決算報告については、物理的に現行も条例違反をしているんですが、現行の流れで9月議会に監査委員の意見書を添付することは可能になるのか、その窮屈な事務流れになるんでないかという気もするんですが、そこら辺についてのご見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

期限を過ぎて提出していたことに問題はないかということになるかと思えます。同条のただし書きにおきまして、特別の事情がある場合には、この限りでないとの例外規定があることから、問題はないというふうに考えてございます。

また、監査委員からの提出が遅くなって、議会に付議することができなかったということは、そういうようなことはなかったというふうに認識してございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。



○尾和議員 答弁もいただきました。特別条項があるからいいんだということで、やはり条文どおり捉えて、20日以内に定めておるわけですから、20日以内に監査委員はそれに対して精力的にやると。やむを得ない理由というのは、特別な場合、今までずっと見たら、全部条例から逸脱しておるわけですね。特別な事情が、どういうものがあつたのか、過去にですね。それによって変わってくるんですが、やはりそこら辺については厳格に条文を理解して、監査委員の事務執行に当たるべきだということを思っておりますが、どうでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

特別の事情ということで、どこまでを特別の事情と認めるかの判断については、いろいろあることをごさいます。ただ、先ほど申し上げましたように、50日前後かかっているというのが実態でございしますので、今回の地方自治法の一部改正に伴って、この条文の改正が要したということをごさいますので、より適正なものに改めようとさせていただくものでございします。

○田畑議長 続きまして、議案第3号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第3号について質疑を行います。

今回の改正で、増減額についてお聞きをしたかったんですが、先ほどの増田議員の質疑の中で答弁をされておりました。その中で見ますと、実態的にはプラスマイナス、保険料の総額で約3,800万円増収、保険料がアップすると。岩出市において実態が出ております。

これについてですが、これに関連して、和歌山県下全体として、どのような国保の収支になっているのか、赤字なのか、収支はどうか、そこら辺について重ねてお聞きをしたいと思ひます。

それから、県下の市の比較についてですが、当然、資産を持っておられない方については該当しないんですけども、資産を持っておられる方は、それだけ軽減をされるということになるかと思ひます。

和歌山県下の実態を見てみますと、和歌山市では、もう既に資産税はゼロになっておりますが、所得割と均等割、平等割、いわゆる所得割によってこの保険料が定められております。すなわち所得割というのは、多くはサラリーマン、労働者の賃金所得であつて、そういう人たちの保険料がアップすると、自営業者なんですが。

会社員については国民健康保険とかの形で会社の中でかけられますので、その分については該当しないと思うんですが、そこら辺で所得のある人のみ負担が増大をするということについての見解をお聞きをしておきたいと思います。

それから、最後になりますが、標準世帯の年間保険料は、30代、40代、50代、60代、70代、75代によってどのように変わるのか、つかんでおられるとすれば、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 通告に従いまして、尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目の今回の改正による増減額につきましては、賦課総額で、先ほども申し上げましたとおり、所得割で3,980万8,000円の増、資産割で1,515万3,000円の減、均等割で1,482万2,000円の増、平等割で22万1,000円の減となっています。

続いて、2点目、県内の市における比較では、令和元年度当初賦課における1人当たりの一般被保険者の保険料調定額で比較しますと、岩出市は9万1,989円で、9市中5番目となっております。

続いて、3点目、限度額は県下統一かにつきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合計した賦課限度額は96万円で、県内全て同額でございます。

続いて、4点目、国保連合会の収支の実態はどうかにつきましては、国保連合会は、会員である保険者等からの委託を受けて、保険医療機関等から請求される診療報酬明細書について、適正かつ公正な審査を行い、保険者等への請求と保険医療機関等への円滑な支払いを実施している機関であります。

診療報酬支払いの収支につきましては、保険医療機関等からの請求額を市町村に請求し、市町村から受け入れた診療報酬等をそのまま保険医療機関等に支出する仕組みとなっております。

続いて、5点目、標準世帯の年間保険料は、年代別に幾らとなるのかということですが、国保税の計算は、世帯の所得や資産税額の状態、被保険者数、介護納付金の納付対象であるなどの条件により行っているため、年代が違ってても所得や世帯構成などが同じであれば保険税額は同額になり、同じ年代でも所得などの算出条件が違えば保険税額は異なるため、税率改正における保険税額の算出を年代別では行うことができません。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ちょっと4番目の国保連合会について、私ちょっと誤解をしていたんで訂正をしておきたいと思うんですが、今、県下で各市町村から保険料が上がって、県下で統一されておると思うんです。そこの収支をちょっとお聞きをしたいという意味で、この連合会というのは、今、治療して、それに対する支払いの機関であるということはちょっと理解していたんですが、そういう意味でなかったんで、ちょっとその点だけお聞きをしておきたいと思います。

それから、一番最初に、所得割の部分がふえて、資産を持っていても、それが該当から、これ10年間で全部ゼロになるという計算でしょうけども、所得割というのは、所得に応じて増減をするわけですよ。ある意味では、資産割は固定をして、ある程度、プラスマイナスの幅が少ないんで、きちっとした保険料というのは計算できると思うんですが、所得割を中心にする、毎年度の保険料のプラスマイナスが発生する可能性がある。そうしますと、保険自体の財政的な安定感というか、そういう意味では不安定になるんじゃないかということで思っているんですが、そこら辺についてのご見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

和歌山県の収支ということなんですけども、和歌山県の収支の状況につきましては、平成30年度からの繰越金が約15億円あったと聞いております。また、平成30年度、市町村に交付していた普通交付金の返還分と高額医療国庫負担金の追加交付分で2億6,000万円あり、計17億6,000万円の譲与がありました。うち平成30年度分の国への返還金が13億4,000万円あったので、差し引きで約4億2,000万円の黒字になったと聞いております。

続きまして、所得割に移行していきますと、資産税額と違いまして、毎年、増減が読みにくくて不安定になるのではないかとということだったと思うんですけども、資産割を減らしていく理由なんですけども、県の国保運営方針の中で、資産割を廃止した3方式による統一保険料を目指すこととされておりました、市といたしましても、この方針に基づきまして、資産割の減額を行っていかねばならないと考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第4号について質疑をさせていただきます。

今回の一部改正についてですが、現行の収支でプラスマイナス、今ご答弁をいただいて、先ほどの小学生では1食当たり20円、中学校では1食当たり17円持ち出しになっているんだということではありますが、総額として実態はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、食材の高騰ということではありますが、この食材について何が高騰したのか。野菜とかキャベツとか白菜とか、そういうものによっては季節がらプラスマイナス、上がったたり下がったりしたり、タマネギにしてもそういう状況にあると思います。何が高騰したのか、具体的に答弁をください。

それと、給食費の未納の実態についてであります。給食費を払えない人に対する未納の実態、払えないという実態の父兄の皆さんもおられると思うんですが、そこら辺について、これについてお聞きをしたいと思います。

給食費に対して、基本的には、他の地方自治体では既に給食費を無料にするというところも出てきております。岩出市として、そのような考え方を持たないのか、全て給食食材については父兄の負担にして対応するんだというような姿勢で行くのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員のご質疑の1点目、現行の収支はどうか。プラスマイナスの実態についてお答えいたします。

平成30年度の実績、小中学校合計の学校給食分担金で申しますと、歳入が2億679万8,154円に対し、歳出が2億859万4,302円となりましたので、差し引き179万6,148円が市の負担分となっております。

続きまして、2点目の食材の高騰とあるが、何が幾ら上がったのかについてお答えいたします。

前回給食費の改正をいたしました平成26年度と比較いたしまして、米10キロが1,155円60銭、牛乳1本200ccが3円66銭、マーガリン15キロが453円60銭、油1斗缶が648円、みそ10キロが183円60銭など高騰しております。

3点目の給食費の未納、実態はどうかについてですが、過去3年分の収納率を申しますと、平成28年度の現年度99.32%、過年度は51.51%、全体で97.43%の収納

率です。平成29年度は、現年度99.52%、過年度57.4%、全体で98.46%です。平成30年度は、現年度99.62%、過年度は76.9%、全体で99.31%となっております。

4点目の軽減措置はあるのかについてですが、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者の方につきましては、就学援助の制度を活用し、給食費の全額免除を受けていただいております。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。これで見ますと、収支で見れば179万円ですか、こういう金額になるということですが、今回、その値上げ、30円の値上げによって幾ら収支でなっていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、給食の軽減措置で対象者がおられるということですが、実際に岩出市における小中学生の実態はどうなっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

今回30円値上げすることによりまして、歳出、歳入はほぼマイナスがない状態になる。実質10円プラスで給食の内容の充実を図ってまいりますので、歳出、歳入が限りなくゼロに近づくという方向になっていくと思います。

それと、2点目の小中学生の就学援助を受けている実態でございますが、給食費の免除対象、受けている児童生徒、平成31年4月1日現在で、小学校は238人、中学校は138人、合計376人となっております。

以上です。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長、マイナス179万円ぐらいだったら、どこかの予算を考えて対応できないんですか。やはり将来の岩出市を担う子供にとって、それぐらいの全体の予算からいうたら、そんなに大きな金額じゃないと思うんですよ。全て父兄の持ち出しにするという考え方に立たなくて、他の地方自治体では、給食費全額を一般会計から補填を出しているところあるんですよ、実際に。ここで言えば、今答弁をいただきましたが、そんなに岩出市の財政をマイナス、足を引っ張るような金額でもな

いというように思いますが、それについて最後にご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほど課長のほうが申し上げました実績でございますが、差し引き179万円ということで申し上げましたが、これはただし年度によって、相当やはり差があるわけですね。当然、その年その年のメニュー、そういったことも関連してくるわけで、毎年必ずこういう金額になっているわけではございません。したがって、今回は給食運営委員会のほうから提言をいただいたということでございます。

それから、無償化というお話も出ましたが、学校給食法第11条で、学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするとなっておりますので、無償化については考えてございません。

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時36分)

再開 (10時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第6号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第6号について、続けて質疑を行います。

今回のこの指定管理者についてであります。条件はあるのか。

それと、先ほどの質疑に関連して、指定管理者についてですが、産業振興課長が既に指定管理者を決めているようなこと、指定するとかという答弁があったんですが、これは明らかにミスリードではありませんかね。それと、当然、指定管理者については公募を行って、公平な運営を、募集をして、そこからやるべきだというふうに考えますが、これについてご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 指定管理者への条件についてですが、条例では、指定管理者に行わせることができるとなっておりますが、先ほど、増田議員にお答えしたとおり、令和2年度中は業務委託による管理といたします。先ほどお答えいたしましたのは、

令和2年度中は当該部分のみ、現在の指定管理者であるねごろ歴史の丘管理協会に管理業務を委託することとしますということでお答えしております。

また、令和3年度からは、新たにねごろ歴史の丘全体で改めて指定管理者の募集を行いますので、詳細な条件等、募集要領はその際に策定いたします。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この施設、根来遺跡に関する展示、ここで言えば展示施設であるということなんで、私がここで指定管理者への条件はあるのかということなんですけど、学芸員等による配置は必要ではないかなと思うんですけども、そういうものは置く必要性はあるのかなのか。

それと、これ公募によるということでは、それはそのとおりにやっていただきたいと思うんですが、教育施設なのか、産業振興課の管轄なのか、どこで管理を、窓口ですね、行政における、これはどのようにしているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えいたします。

まず、施設に学芸員等の常駐をということですが、展示施設でございますが、人が駐在するようなそういった施設でなく、屋外のものでございますので、現在のところ、そういった学芸員を常駐とか、指定管理者に義務づけるとかいうようなところまでは考えておりません。また、そういったことにつきましては、イベント等、そういった機会に学芸員の説明等を導入しまして、施設の魅力増進に努めていきたいと考えております。

それから、管理の所管についてでございますが、これは県で設置した施設でございます、県のほうでは所管が教育委員会の生涯学習局のほうの所管となっております。市では、ねごろ歴史の丘の一体となって、市のほうはもちろん施設の所管であります文化振興のための施設でございますが、一体となって観光の施設としても活用するという面から、今回、産業振興課のほうから上程させていただいている次第でございます。管理、活用につきましては、教育委員会と共同して、施設の活用を図っていきたいと考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 学芸員を置かなくていいという解釈でよろしいですか。

それと、今ご答弁いただきましたが、教育委員会と産業振興課が共同で管理するんだと。責任の所在が不明確じゃないですか。例えば、産業振興課の該当する業務かなという面もありますし、基本的には根来の遺跡関係ですから生涯学習課、教育委員会で管理をしていくのが、本来のあるべき姿ではないかと、私はそのように思うんですが、それについてお聞きをしたい。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質疑にお答えいたします。

学芸員につきましては、常駐させる予定はございません。

それから、管理につきましては、管理の所管といたしましては、一体の観光施設として産業振興課が当たります。管理の責任所在は産業振興課になります。活用におきましては、文化財とかの活用も含めて教育委員会と共同でやっていきたいと考えております。

○田畑議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第8号について質疑を行います。

浄化槽の今年度の補正予算であります。浄化槽の補助金のマイナス要因について。

それから、小中学校のLANネットワーク事業、目的及び具体的な内容について。

それから、一般管理費についてですが、これは何名分なのか、この計算方法についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 浄化槽補助金のマイナス要因についてお答えいたします。

公共下水道第5次認可区域の拡大によるものが大きなマイナス要因と考えております。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員のご質疑の2点目、小中学校のLANネットワーク事業の目的及び具体的な内容についてお答えいたします。

多様な子供たちを誰一人取り残すのことがない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的としております。具体的に言いますと、タ



タブレットパソコンによって実施いたしました課題であるとか、テストは短時間のうちに答え合わせが可能となりまして、AI等の技術を使うことで、児童生徒一人一人の不得意な分野に対応が可能となります。このように作業を効率化することで、先生が児童生徒と向き合える時間がふえるという流れが考えられます。

具体的内容につきましては、小中学校それぞれ普通教室、特別教室、小学校141教室、中学校63教室、合計204教室において、インターネット回線に接続できる環境の構築及び小中学校の普通教室143教室、小学校は101教室、中学校は42教室に、児童生徒用パソコンの充電保管庫を設置するものでございます。

以上でございます。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 ご質疑3点目の一般管理費について、何名分かについてですが、補正分としまして、8名分を計上しております。

特別負担金は、一般職の職員が自己都合退職以外の事由、例えば、定年退職や応募認定退職などで退職した場合などに、和歌山県市町村総合事務組合に負担金を納入します。

計算方法についてですが、主な計算方法としては、実際支給される退職手当の額とその職員の1年前の給料月額で、自己都合退職とした仮定して計算した額の差額を負担金として納入してございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 浄化槽の件ですが、募集件数は何件あったのか。それについては全てオーケーを出したのかということ再度お聞きをしておきます。

それから、2番目のネットワークLANですね。これ莫大な金を使うわけですね。国の方針でGネットですか、それに向かって、安倍総理がやっていることなんですけども、やはり機械貧乏になってはだめだと思いませんか。

もう1点は、小中学校に配布した場合、タブレットということで、一人一人に割り当てるといことなんですけど、そのタブレットについてはどうなんですかね。今日のコロナウイルスのような状況の中で、家庭に持ち帰って、それを使えるようなLAN設備も対応するような形でやられようとしているのか、これはどのような形になるのか、そこまで見通して、今回の形をしているのか、お聞きをしたいと思うんですけど、タブレットについては家庭に持ち帰っていいのかどうか。それから、学校だけですよということなのか。やはりこれによって、小学・中学生の学習意欲が

向上になって、成績が上がるということについては否定するものではありませんが、やはり使っている生徒、教える先生、その体制は十分確保できているのかと。学校、中学校において、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目の退職金の問題であります。これは決算で、毎年毎年、この組合に岩出市の賃金全体を見て、これだけという形で上納というんですか、納めておられると思うんですが、それでオーバーする分をこの8名ですか、8名分の再度組合のほうに納めるという理解でいいんか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 再質疑にお答えします。

浄化槽の設置補助金申請は77件でございます。77件の申請に対しまして、交付決定を行っておりますのは、77件全てでございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、機械の導入につきましては、一度に児童生徒一人一人というわけではなく、年次計画的に国のロードマップに従いまして導入していこうと思っております。

教職員の研修については、これもしっかりと行っていく方針でございます。

一人一人に割り当てるタブレットにつきましては、現在のところ、家庭に持ち帰るという想定はしておりませんが、今後、将来的にはそういうような形になっていくのかなと思っております。

実際、学校現場における教える体制についてですが、これも今現在入っているパソコンを活用して、ネットワークの授業というのは行っております。さらに、これが1人1台ということになってきますと、またそれに見合った研修を間もなく実施していく予定でございます。先日も学校代表の教員だけではございますが、実際にその機械を使っただけの体験はしております。

以上でございます。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 特別負担金についてですが、特別負担金の性質としましては、毎月の一般負担金が自己都合退職した場合の退職手当額を想定して、総体的に低目の額を負担金として納付しているのに対しまして、特別負担金につきましては、定年退職等のために自己都合退職より高い退職手当額が必要となる時、その差を補うた

めに負担するものとなってございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このネットワークの件ですけども、将来的にということなんですが、年次計画ということですけども、どういう計画で今年度はということなんでしょうか。最終的に何年度をもって対応するということなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それと、学校教育現場においては、先生が全てパソコンなり、精通されている方というのは温度差があると思うんですね。非常にパソコンに強い先生と、先生であっても、そんなに邪魔くさいことしないよとか、うるさいよという人もおられると思うんです。そこら辺をどのようにバランスをとって、各教室でスムーズな使えるような環境をつくるのかというのは、教育委員会に与えられた職務ではないかと思うんですが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、一番最後の退職金の問題ですが、今、課長のほうから、低目に計算をして納入して、上納して、それによる対応するんだということですが、今現在、共済というんですか、退職金に該当する金額をプールして、各市町村がそこから支出をしていると思うんですけども、それは岩出市の支出した金額というのは確保され、各市町村ごとが確保されて、確保された上でオーバーする分を今回補填をするのか、全体のプールから退職者に対して退職金を支給するのか、そこら辺の絡みについてご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 再々質疑にお答えいたします。

国のスケジュールによりますと、令和元年度の補正予算で、小学校5年生、6年生、中学校1年生、令和3年度の予算で、中学校2年生、3年生、令和4年度に、小学校3年生、4年生、令和5年度に、小学校1年生、2年生の導入計画となっております。

学校のほうの研修につきましても、補助金等を申請し、またICTアドバイザー等も活用いたしまして、研修の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

退職金ですが、低目に計算してということですが、低目の計算というのは、和歌山県市町村事務組合の負担金条例、これに基づきまして納付をしております。岩出市の支出が確保されているのかということで、岩出市の支出分として確保されてございます。

○田畑議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第11号についてですが、今回、繰越明許という形で計上されているんですが、どういう理由で繰越明許になったのか、ご説明ください。

○田畑議長 答弁願います。

下水道工務課長。

○岡田下水道工務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

繰越明許の理由は何かということで、公共下水道事業を行う上で、関係機関との調整に時間を要し、工事期間が長くなったことと、国に対して追加補正要望を行い、昨年12月にご承認をいただき、増額補正を行う事業を含めて、工事16件、委託1件、補償7件が繰越事業となります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきましたが、関係機関の協議ということですが、私は理解していたのは、買収の完了ができなくて、実質的に工期がおくれたんかなと思うんですが、そのように理解をしていたんですが、今の話では、関係機関と協議がおくれた。関係機関というのは、当初から想定して、事前に予算組みの段階で潰して根回しをして、問題のあるところはクリアして、予算に計上されるというのが私の理解なんですけども、なぜ関係機関の協議がおくれたのか、関係機関とはどこのことを指しているのか、ご答弁ください。

○田畑議長 答弁願います。

下水道工務課長。

○岡田下水道工務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

関係機関といいますのは、主に地元とか、あとほかの地下埋設物協議者とかと工事の調整を行った結果、地元のほうで工事のほうの通行どめとかで時間を要するところを少し工程をずらしてほしいとかいうのを後から工事入っていく中で発生した事案がありまして、それにつきまして発注時期を後方にずらしたことによって、時間とかを要したことになります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今の説明では、地元の理解という、関係機関というから、ほかのいろいろなことがあるのかなと思ったんですけども、ここで言われている関係機関というのは、地元の工事における事前の打ち合わせ、計画、理解、そういうところに時間を要したということで理解してよろしいのか、そこら辺について、必要なところの土地の買収もあるでしょうし、そういうことはないのか。例えば、市道と認定されてないところに管路を入れるということの、私道に入れるという場合もかかる場合もあると思うんですが、そういうのに時間を要したという理解でよろしいでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

下水道工務課長。

○岡田下水道工務課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

公共下水道工事につきましては、現道のところを工事いたしますので、用地買収等を行う工事とかではありません。実際的に、今説明させていただいた分に、私道とかというところで承諾をいただいた分で工事を行う上で工程がおくれる場合もあります。

○田畑議長 続きまして、議案第12号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第12号についてお聞きをしたいと思います。

2点、質疑通告しておりますが、2点目の根来95号線については、この議案いただいてから、現地を全て視察をして見てきたんですが、95号線、これは、あの図面だけ見たら、そこで分断されているのかなと思って見に行ったら、接続されておりました。これはいいことをしてくれたなど。私、あんまり褒める機会は少ないんですが、これについてはお礼を申し上げておきます。今後もこういうような接道するところについては、可能な限り、予算書にもうたわれておりますが、ループ状にしていくと、逃げ道をつくるという接道の供用ができるように、一層努力をしていただきたいと、かように思っておりますので、それについてはご答弁は結構です。

それから、1番目の川尻8号線、図面いただきまして、現地を確認したところ、あれは東側、根来川にとって、東側の道の拡幅、既存の西側の道路については、そのままだと思うんですが、南側に私有地、民地がありまして、どこまで南進するかと。なければ余り意味のない計画だと思うんですけども、ここら辺についてど

のような構想を持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

川尻8号線の南進の件ですが、今のところ、南進の計画はございません。あの工事なんですけれども、県事業である根来川の河川改修事業に伴って、農免道路、山西国分線にかかる前田2号橋の下流にある前田1号橋まで、この間が川尻8号線として認定する予定にしています。前田1号橋のかけかえが困難であるため、県との協議によって、河川管理道路を拡幅して、市道として整備するものでございます。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 川尻8号線ですが、民地、私有地が絡んで、非常に難しい現状ではないかなと思うんですが、県事業だから、岩出市は余りタッチしたくないという本心なのか、それとも、あれだけ東側の道路を南進させて、途中で工事をやめるということになると、あんまり有効的ではないのかなと。

あわせて、根来川にかかっている歩道ありますよね。何メートルでしたかね、2メートルぐらいのかかっているところがあるんですけども、例えば、それであれば、あそこに西に向けて4メートルから5メートルぐらいの道をつけて、そこからすつと交差点に出れるような方策も1つの案ではないかなと。南に出ていくということになると、かなりの時間的にも要しますから、川尻の橋のところ、現行の橋の改良、これは非常にありがたいなと思うんですが、あそこの地元の人に聞きますと、これ何のための工事よという一抹の不安を持っておられるんですよね。

個人の家が3軒ぐらいありましたよね、あそこは、そういう実態であるんで、県に強くそこら辺の協議をして、前向きに進めていただきたい、そのように思っておりますが、どうでしょうか。

○田畑議長 質疑時間が30分を経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、答弁をお願いします。

土木課長。

○山本土木課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

今おっしゃられた歩道橋ですかね、そのかけかえのかわりに、新しい今言われている川尻8号線を整備することになります。

かけかえが困難であるので、同場所で、今の歩道橋をかけかえるのが困難であるので、そのかわりに市道として整備するものでございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第1号から議案第13号までの議案13件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第13号までの議案13件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算～

日程第22 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算

○田畑議長 日程第16 議案第14号 令和2年度岩出市一般会計予算の件から日程第22 議案第20号 令和2年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第14号、増田浩二議員。

○増田議員 令和2年度の一般会計の予算、これが発表もされました。この中では6点大まかな部分についてお聞きをしたいと思います。

皆さんもご存じのように、昨年、消費税の増税、これが行われました。そして、つい最近の増税後の状況として、実質6.3%の経済成長となるというような指数なんかも出されてきました。いわば一般会計の予算というのが、やはり今大きく市民生活に影響が出てきているという中で、実際には市としても、このような状況の中で市民生活、これがこういった消費税の増税による負担増となる中で、どう市民の生活の応援をする予算を組んでいくのかというのが問われると思います。

そういう点では、令和2年度の一般会計予算、これについては、どう市民生活を応援する予算編成というふうになっているのかという点、この点についてまずお聞きをしたいと思います。

そして、予算編成に当たってという部分の中では、人口減少を念頭に諸課題に対応するというようなことなんかもされているんですが、現実的には、市税においては個人市民税は5,747万円の増額を見込んでいます。この点から見ると、人口減少面、これをどう市としては推移をするようなことになっていくのかという点をどう市として認識をしているのかと。その中で、実際には人口減少を念頭にということになっているんですが、そういう点では、少し矛盾するような点があるんじゃないかなというふうに思うんですが、この点について、市税の考え方についてお聞きをしたい思います。

3点目については、岩出市のホームページにも出ているんですが、いわで御殿が3月31日で休館となりますというようなことも市のホームページに出てきています。そして、今年度の予算の中では、いわで御殿について、省エネ改修工事を行うとされているわけなんですけど、いわで御殿についての今後の活用方法についてはどのような考えを持っているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目については、ごみの減量化面についてお聞きをしたいと思うんです。実際には、この間、市としてもごみの減量化に取り組んできているというのは理解ができるわけなんですけれども、しかし、現実的には、この間、思うような減量化というふうにはなってきていません。そういう点では、計画年度の最終年度というんですかね、その中で今年度どう取り組んでいくのかという考えを持っているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

5点目については、クリーンセンターの関係です。この間、クリーンセンターについては、運転管理業務の委託料というのが年々ふえてきているというような状況が生まれてきています。そして、今年度予算を見てもと、総額については6億7,000万円というふうになってきています。修理や点検費用も含むんだということをおっしゃっていましたが、6億7,000万円の委託料の内訳、これについてお聞きをしたいと思います。

6点目については市民プール、これが昨年度から実質運用開始もされてきているわけなんですけど、今年度予算を見てもと、会計年度の任用職員で管理についてはやるんだという点と、別の項目で管理業務委託料というものも計上がされてきています。この点では、市民プールの管理面という点では、どのような管理体制を行っていくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の消費税増税が行われる中、市民生活が負担増となると。今年度予算面において市民生活応援の予算編成面はどこにあらわれているのかということでございますが、消費税率引き上げの対応につきましては、幼児教育・保育の無償化を実施したところでございます。令和2年度以降におきましても継続して実施してまいります。

○田畑議長 税務課長。

○松本税務課長 増田議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

令和2年度予算で、個人市民税は納税義務者の増により増加するものと見込んでおります。ところが、予算編成に当たって人口減少を念頭に、諸課題に対応するとあるのは、今後の人口減少に備え、諸課題に対応していかなければならないということだと認識をしております。

また、人口減少面の推移につきましては、今後、人口は徐々に減少していき、人口の最も多い45歳から49歳の、いわゆる団塊の世代ジュニアの方々が定年を迎える15年後には税収が大幅に減少するものと予測しております。

以上でございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員のご質疑の3点目、いわで御殿の今後の活用方法について、どのような考えを持っているのかにつきましては、いわで御殿は、これまで皆楽園によるデイサービス事業、会議室等の貸し館及び公衆浴場等に活用していましたが、近年、施設の老朽化が進んでおり、随時修繕等を施している状況でありました。また、施設の利用者が少なく、年々浴場利用者も減少していることや、昨年9月末をもって皆楽園のデイサービス事業所が廃止となったことから、収入より管理に要する支出がますますふえており、施設全体の効率的な活用方法について検討が必要な状況となっております。

今回の改修工事は、今後の有効活用に向けて設備更新を行うものであり、具体的な活用方法については未定です。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 質疑の4点目、令和2年度のごみ減量化の取り組みについてお答えします。

家庭系可燃ごみにつきましては、減量化が進んでいるところですが、引き続き排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会や小学生を対象とした環境出前講座を

開催するなど、見える啓発に取り組んでまいります。

また、粗大ごみについては、リサイクル工房の活用により、展示販売会を開催するとともに、持ち込みごみに対する不適正排出の取り締まり強化を行い、粗大ごみの減量化に取り組んでまいります。

現在の一般廃棄物処理基本計画は、令和2年度が最終年度であり、平成12年度のごみ量の25%減量化を目標達成にさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、事業系ごみについては、都市基盤の整備等により事業所の増加、それに伴う従業員の増加や消費者ニーズの多様化など、経済情勢は大きく変化していることから、目標達成は極めて厳しいと考えております。

令和2年度は次期計画の策定年度でありますので、これまでの取り組みに対する成果を総括、検証し、ごみ減量が進んでいる家庭系ごみと経済活動に影響される事業系ごみの個別の視点で捉え、現状に見合った目標の設定を行ってまいりたいと考えております。

なお、これまで取り組んでいる事業所訪問による助言指導などについては、引き続き事業所と共同して、ごみの減量、資源化の推進に取り組んでまいります。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員ご質疑の5点目、運転管理業務委託料6億7,000万円の内訳につきましては、運転管理業務費1億1,280万円、点検・補修業務費3億2,478万1,500円、予備品・消耗品費として800万円、ガス・水道・電気料金として1億2,555万円、薬剤・油脂類として3,599万9,200円、保険料450万円、合計6億1,163万700円に消費税を入れまして、6億7,279万3,770円となります。

○田畑議長 生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 増田議員ご質疑6点目、市民プールの管理面において、会計年度任用職員と管理業務委託料も計上しているが、どのような管理体制を行う予定なのかというご質疑にお答えいたします。

現在、岩出市民プールでは、管理人として臨時職員を2名雇用しているところですが、地方公務員法及び地方自治法が改正されたことに伴い、令和2年度からは会計年度任用職員として雇い入れるもので、管理業務委託料については、会計年度任用職員の管理人で賄えない部分を委託するためのものです。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 消費税増税関係の部分での市民生活応援という部分では、残念ながら、

幼児教育ですか、その無償化について捉えているというようなことでした。幼児の無償化というのは、もう既にされてきていますよね。新たにこういった消費税増税によって、やっぱり大きな市民生活に影響が出てきているわけです。そういう点では、やっぱり市民生活を応援する、こういうような予算が求められているのではないのかなというふうには思います。

そういう点では、新たに予算編成に向けて、市としても、当然新規事業というような部分なんかも考えてこられたと思うんですが、こういう点では、新規事業という部分の点では、市民生活応援を考えようという点では、どのような視点、またどのような予算を組んでいく中で組んでこられたのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

2点目の人口減少面という部分については、先ほど15年後から大きく下がるんだという認識を持っているんだという点、これは確認という点で捉えておきたいというふうに思います。

3点目のいわで御殿です。このいわで御殿については、今のところ、今後どうするかは未定だということでした。しかし、予算の中ではいろんな経費、必要経費というんですか、そういうものなんかもあったと思うんですが、現実的には休館にして、実際には省エネ改修工事というのをやるんだというんだけど、実際にはこの省エネ改修工事というのは、工事の中身というのはどういう中身なんでしょうか。将来的にどういうものかもわかっていないのに、いわで御殿を改修する計画というんですか、図面というんですか、それが実際にはとれるのかなというふうに思うんです。

利用方法もわらんのに工事の改修をするというのはどういうことなのか。実際には、どういうふうにするのかというのをいつまでに、それをいろんな形で議論をして結論を出すのか。結論を待った上で、どういう新しいいわで御殿の活用方法というのを決めていくという方向性も出るんじゃないかなとは思いますが、それが決まらんと工事なんかもできないんじゃないかなというふうには思うんですが、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

それと、ごみの減量化については、今るるお答えもいただいたんですが、その中で、答弁の中で、今の現状に見合った形で計画なんかも組んでいくということをおっしゃいました。今の現状に見合った計画というのは、今まで掲げてこられた、あれ平成12年でしたかね、その部分の中で、これだけ市としては減量化するんだという目標を立てた、その計画よりも、グラム数というんですか、それよりも現状に見合

った見直しというのは後退するのか、それとも、もともとあった1日当たりの減量化を目指すんだという、その数字でいうと、どうなるのか、先ほど答弁のあった現状に見合ったという点では、どういう方向を持っているのか、その点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、クリーンセンターの運転管理業務です。先ほど点検等で3億円かかると。莫大な金ですわね。現実的には、3億円かかっている場所、取りかえ費用とか、修理とかというのは、何年使ったやつ、何年を炉を使った中で、3億円もかかるような状況になっているのか。3年なのか、5年なのか、クリーンセンターは平成23年ぐらいから開始だったと思うんですが、そういう点でいうたら、今回の3億円かかるその部分の部品、何年使ってきたのか。何年使った中で、今回かえていかなきゃいけないのか、その点、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

消費税増税が行われる中、市民生活を応援する予算ということで、新規事業を含めてどのような視点で取り組んでいるのかというご質問であったかと思えます。

消費税の引き上げに伴う分につきましては、社会保障財源化されて、社会保障施策に要する経費として、その財源として充てるということで、法律で決まっております。それで、どのような視点で取り組んでいるのかということにつきましては、予算書の参考資料として作成しております令和2年度一般会計予算の概要、黄色の概要ですけれども、その6ページに、消費税引き上げに伴う市町村交付金、社会保障財源化に充てられる社会保障施策に要する経費、これをどのように配分しているかということはこの表に取りまとめてございますので、地方消費税交付金で社会保障財源化分として入っております5億2,909万1,000円を6ページにある各事業に割り振っているということでございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回の省エネ工事の改修工事の中身はにつきましては、老朽化した設備を更新するための工事であり、内容は空調や照明の更新、複層ガラスへの入れかえなどの省エネ化工事、段差を解消する等のバリアフリー化などであります。

今回の改修工事は、増田議員のわかっていないのに御殿を改修工事をするのかということにつきましては、今回の改修工事は今後の有効活用を検討するに向けて、

設備更新を行うものであります。

また、時期につきましては、省エネ改修工事が完了された後に効率的な活用方法について検討していきますが、現時点では従来の活用を引き継いでいきたいと考えております。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 再質疑にお答えします。

現状に見合った目標設定ということはということでございます。先ほども申し上げましたとおり、経済活動に伴うことであり、都市基盤の整備により事業化の増加、それに伴う従業員の増加、さまざまな要因により経済状況は変わってきている現状でございます。

その中におきまして、目標達成は極めて厳しい状況であると考えておりますので、今まで取り組んできたことを総括いたしまして、新たな目標設定をするということで考えてございます。また、国、県等の目標設定等も整合性をとりながら、再度見直しをかけていきたいと考えております。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、再質疑の修繕費についてお答えいたします。

岩出クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設であり、搬入される廃棄物は多種多様であり、建設のコンセプトである環境負荷低減も含めた本施設の性能を維持するため、高度な運転技術や補修・修繕は必要であります。

そのため市では5年間の長期包括契約時に、今後5年間の補修計画を提出させ、その計画に基づいて点検・修繕を行っているところであります。令和2年度の主な点検・修繕箇所につきましては、法定点検ということで、ごみ計量器・ごみクレーン、非常用発電機等、メーカー点検・補修工事で、可燃性粗大ごみ破砕機、熔融炉、酸素富化装置、各種コンベア、各種空気圧縮機となっております。

それから、金額なんですけど、ごみ処理施設で耐用年数、一応の目安というものはありますけれども、そういうもので言いますと、熔融炉関係では、耐火材の場所、部分部分で毎年変わるんですが、ことしは出滓口金物ということで、大体2年ぐらいの更新となっております。それから、触媒反応塔、これは3年周期で全て入れかえております。押込空気余熱器、耐火物更新、これも大体5年間でございます。

それから、年々、クリーンセンターは、青天井のように上がっていると言われておりますが、5年間の修繕費の金額でいきますと、平成30年度が3億1,797万6,000円、元年度は、ことしですね、2億175万3,000円、令和2年度は3億2,478万1,500

円、令和3年度になりますと9,542万5,000円、令和4年度、2億2,581万8,500円と、5年間でトータル的に維持していくと、そういうふうな施設になっておりますので、以上でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目は、ごみなんですけど、今の答弁いただいたんですけど、基本的には、ちょっと確認だけしたいんですけど、最終年次となった今回の計画のもととなる数字という数字、それについては目標にする数字というのは、今ある数字よりも高くなるというんですか、今、そこまでなかなか減量せんと、たしか950何ぼでしたかね、そのぐらいのやつが、当初は600代ぐらいやったと思うんですけど、なかなかいかないと。600までいかないけども、今の現状に見合った数字でいうと、そこまで無理だという中で、それが700になり、750になるということはないと。当初の600という部分をあくまでも目指して減量化を図っていくということではないんでしょうか。

それが現状に見合ったという部分との関係性でいうと、どうなのかという点、改めてちょっとお聞きをしたいと思うんです。

それと、いわで御殿なんです。今の中では、あくまで省エネ改修工事というのは、バリアフリー化のためだけの工事ですよ。その後で言われたのが、利用方法については、現状、従来の活用方法を検討していくということをおっしゃいました。そうすると、要するに従来の活用方法をするんだということであれば、おのずと、今の時点で結論が出ているんじゃないのかなというふうに思うんです。

そうだったらとしたら、省エネの改修工事を行った後、そんなに時期を置かなくても、いわで御殿の再活用というのがするのかなというのが、今の話を聞いていて思ったんですけど、従来の活用方法を考えているという部分というのは、新しく、今のいわで御殿をほんまにどういうふうなものにしていけば、もっと有効活用できるのかという部分なんかは、市として考えないのかなというふうに思うところがあるんです。従来のことを使うのであれば。

その辺でいうと、本当に市として、いわで御殿というのを市としてどう活用していくのかというのは、改めてみんなで一緒に考えていくというような方向なんかは考えていないんでしょうか。このことだけちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 再々質疑にお答えします。

目標値につきましては、当時、平成12年度を基準として、25%の削減という目標でございました。しかしながら、目標達成には、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな状況、経済状況の変化等により、目標達成は厳しいというところでございます。

それも踏まえまして、今まで取り組んできた成果を総括、検証して、減量化が進む家庭系可燃ごみと、経済活動に伴う事業系可燃ごみ、それぞれを検証、総括いたしまして、現状に見合った目標値の新たな設定ということで考えております。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほどの回答しましたように、現時点では従来の活用を引き継いでいきたいと考えてはおりますが、方向性が決まったわけではございません。現状では、収入より管理に要する支出がますますふえているということで、施設全体の活用方法については効率的な方向性を検討する必要があると考えております。

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第14号をお願いします。

○尾和議員 議案第14号から質疑をさせていただきます。

令和2年度の予算であります、言うまでもなく、予算書というのは、これから1年間の重要なことを決める案件であります。いかにして収入を多くして、経費を削減し、市民サービスの向上に向けて、いかにして使っていくのかということが本来の目的であります。

そこで、今回の14号の質疑について、具体的にお聞きをしていきたいと思っております。

まず、市税の点でありますが、今回の予算書では、個人税が増加をして、法人税が4億4,200万円余り減額になっております。これについて、どういうことでこういう法人税が減額になったのか、これについて、まずご答弁をいただきたいと。

それから、株式等譲渡所得割交付金の大幅な減収が計上されております。1,900万円余りですが、なぜ株式等譲渡所得割交付金が減ってきているのか。

それから、消費税交付金の試算であります。増加になっております。もちろん消費税が10%に上がって以降、一挙に消費が冷え込んで、今回のウイルスの問題も絡んで、この試算額でいいのかというのは、予測がしがたいというように思いますが、この交付金について、どういう計算のもとに、この消費税交付金を算出しているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、財産収入の減少であります。これについて400万円余り減っているんですけども、財産収入の減はどのような理由なのか。

それから、電気使用量、これについては光熱水費と絡んでおるわけですが、市内の電気使用量をいかにして減らしていくのかということが求められると思うんですが、この取り組みについてどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、会計年度任用職員の賃金については、この予算書の中で総額幾らとなるのか、お聞きをしたいと思います。

あわせて、人件費、総予算の中で15.8%という形で計上されております。この中には報酬なり給料なり賃金という表示がないんですが、そういう形で報償金とか、いろいろな形で設けておりますが、この使い分けについて、どのような使い分けをされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、職員の健康と命を守るために、超過勤務手当というのがありますが、全体として、今年度の予算の中で目標値を幾らと定め、全体の超過勤務手当の削減に向けて、どのような取り組みをされようとしているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、寄附金に対してであります。計上を見ますと200万円しか計上されておられません。この寄附金については、ふるさと納税の事項であると思うんですが、具体的に、ふるさと納税によって、いかにして寄附金を岩出市がいただくかと。岩出市の市民が他の市町村にふるさと納税しますと、岩出市の税収はマイナスになるわけでありまして。その点についてお聞きをしたいと思います。

先ほど、財産収入とあわせて、雑入のところ、このことについては、ちょっと1点お聞きをしておきたいなと思うんですが、どこを探してもないんで、どこに計上されているのかという事項があります。それは山地区の太陽光発電の売買益を計上されていると思うんですが、どこの事項に計上されているのか。これ雑入と財産収入のところのどこを見てもないんで、これについてご答弁をください。

それから、公共施設の下水道接続に関してであります。今年度はどこの施設を接続し、残りの施設について何カ所あるのか、これについて完了したところと、今年度接続するところ、残っているところについても、あわせてお願いをしたいと思っております。

それから、会計年度任用職員の期末手当の根拠であります。これについて、総額についてお聞きをしたいと思っております。算出の内容、これについてお聞きをしたいと思っております。

それから、派遣職員給与等の交付金についてですが、該当者及びそれについてお聞きをしたい。

それから、光熱水費、先ほどは電気でしたが、光熱水費のうち水道料、ここら辺について削減計画をどのようにしているのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、PCBの処分委託料であります。現在の保有数量はどうなっているのか。

それから、庁舎等修繕工事の内容について、どこをどう修繕するのか。

男女の出会いサポートに関して、実績と効果、これについて実績を踏まえて、今年度計上されている75万2,000円について、どういう計画で進めようとされているのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、ウェブサイト委託料の委託先について、お聞きをしたいと思っております。

それから、コンビニ等取扱手数料の内容であります。コンビニでの振り込み並びに、以前にも指摘をしたんですが、キャッシュレス化、例えば、市民課における戸籍の交付等についてキャッシュレス化をする必要性があると思うんですが、岩出市内におけるクレジットカードでの決済の取り組みについて、あわせて手数料を減らすという意味でも、並行してどのように考えているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、地方税の回収機構負担金についてであります。今日までの評価と効果について、どう認識をされているのか、今後どのようにこの問題について取り組もうとしているのか、再度お聞きをしたいと思っております。

それから、市長選と市議選についてであります。この選挙における岩出市民の選挙権のある方の外国在住者の投票権行使についてはどのように今までされてきているのか、これについて、今後、今回の予算上でどのようにされようとしているのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、成年後見人申立手数料であります。この手数料については何人分を

計上したのか。

それから、緊急通報事業の登録者数及び実績について、お聞きをしたいと思いません。

それから、老人クラブ連合会助成金であります、登録者数と実績、諸活動についての取り組み等について、ご報告をいただきたいと思いません。

それから、養護老人ホーム入所措置費の内訳について、お聞きをしたい。

それから、幼児トイレの改修工事について、どういう工事をするのか、これについてお聞きをしたい。

いわで御殿の照明改修についてであります、午前中にも問題になりましたこの件について、1億円計上されておりますが、これについて、その内容をお聞きをしたい。

児童発達支援の具体的内容について、お聞きをしておきたいと思いません。

それから、高等職業訓練促進給付金の評価と実績について、今年度も900万円余り計上されておりますが、どういう取り組みをされようとしているのか、お聞きをしておきたいと思いません。

それから、健康ポイント事業であります、委託先及びどういう仕組みで実施をされようとしているのか、お聞きをしたいと思いません。

それから、那賀病院分担金の4億2,000万円余り計上されておりますが、これについてお聞きをしたいと思いません。

それから、一般及び特定不妊治療補助金の内容について、現在の取り組みと今年度の予算計上の中で、該当者は何人として想定して補助金を設定されたのか。

防犯灯設置と撤去工事の内容について。

LED防犯灯の設置補助金について。

それから、農業次世代人材投資資金の実績と効果について、お聞きをしておきたいと思いません。

それから、多面的機能支払交付金について、この内容についてご答弁ください。

それから、ため池ハザードマップ作成委託料の対象池はどこなのか。岩出市におけるため池のハザードマップについて、お聞きをしたいと思いません。

それから、大畑才蔵負担金の使い道について、これについては用水路を開発した海南出身の方なんですけども、10万円計上してはいますが、どこへどのような使い道をして、どの団体にこの10万円を負担するのか、お聞きをしたいと思いません。

それから、根来地域案内サイン板の工事の内容であります、270万円計上され

ておりますが、これはどこにどういうものを設置をしようとしているのか。

それから、財団法人日本さくらの会の用途についてお聞きをしたいと思います。

それから、畑毛7号線新設工事の計上されております。物件補償として、合わせて4,900万円余り計上されておりますが、これはどこの新設工事なのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、空き家等協議会についてであります。開催内容、これからの開催予定、これについてお聞きをしたいと思います。

家具固定委託料の実績と今年度の予定について、お聞きをしたいと思います。

それから、危険ブロック補助金の実績と予定についてであります。1,000万円計上されております。過去の実績と照らして、今年度の予算が妥当なのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、防災行政無線整備工事の内容であります。これについて2億3,000万円余り計上されておりますが、設計を合わせますと2億3,800万円、これについて、現状の防災無線で、これによってどのように変わるのか、市民が聞きやすくなるのか、そこら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

会計年度任用職員の報酬であります。これは人員と学校別に3,300万円計上されておりますが、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、紀の国緑育推進事業の使途について、お聞きをしたい。

それから、要保護、準要保護児童扶養費の対象者及び、この扶養費については就学前ということで説明のときお聞きしましたが、具体的に、いつ交付するのか。

それから、演芸委託料の委託先及び事前に契約書を交わしておるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、紀の国わかやま文化祭2021とは、どういうことを計画されているのか。

それから、文化財看板、船戸山古墳群環境整備、下中島大イチョウ環境整備工事について、お聞きをしたいと思います。

オリンピック聖火委託料であります。この問題については、昨今の情勢から縮小なり中止の可能性はゼロではありません。その場合に、どういう岩出市としては対応をしようとするのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、同じく岩出マラソン大会であります。今年度は3月8日実施が中止になりましたが、この助成金について、このようなことが起きるとは想定、考えておらなんでしょうけども、その場合の問題として、参加料をどのように処理をしようとしているのか。来年度もそういう事象が出た場合に、どのような対応をする

のか、お聞きをしておきたいと思います。

市民プール管理業務委託料、これは委託先はどこを想定して委託料を計上しているのか。

それから、予備費の使途であります。予備費計上が3,500万円計上されております。これについては、どういうところに想定して予備費を計上したのか。

以上、よろしく申し上げます。

○田畑議長 尾和議員、№5の中ほどにオートクレーブ検査料の内容、何台あるのかという通告があるんですが、これ飛ばしてしまいましたので。

○尾和議員 済みません。オートクレーブ検査料の内容ですね、これ学校で使われているということを聞いておりますが、何台あるのか、どういう検査をやっているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員ご質疑の男女の出会いサポート事業について、お答えいたします。

男女の出会いサポート事業は、これまで結婚願望がありながら出会う機会のなかった男女に出会いの場を提供するとともに、市のPRや地域活性化に取り組むことを目的として、平成28年度から実施しております。

令和元年度の実績につきましては、男性104名、女性61名、合計165名の申し込みがあり、12月1日のイベント当日は、男女各25名の計50名が参加していただき、9組のカップルが成立いたしました。

効果につきましては、出会いの場の提供はもちろん、会場を旧和歌山県議会議事堂で実施することで、道の駅ねごろ歴史の丘のPRにも努めております。

また、イベント告知につきましても、和歌山放送のラジオ番組にてイベントの啓発及び岩出市のPRを行うことで、観光振興及び地域活性化につながっております。

また、本年度の事業実施につきましては、プロポーザル方式により選考し、実施していきたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の会計年度任用職員の賃金は幾らの増となるかについてですが、平成31年度当初の臨時職員、非常勤職員の賃金等と比較しまして、4,349万9,000円の増となっております。

人件費の報酬、給料の使い分け理由は何かについてですが、地方自治法第203条の2及び第204条に基づき予算計上しております。一般の常勤職員については給料、パートタイム会計年度任用職員については報酬で予算を計上しています。

超過勤務手当の増減はどうかと、全体として目標値はどうかについてであります。当初予算では、令和2年度が8,298万4,000円、平成31年度当初予算が8,304万5,000円であり、6万1,000円の減額となっております。当初予算編成の際には、前年度対比で3%削減を目標としておりましたが、国勢調査やマイナンバーカードの交付円滑化計画による交付事務、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業など、新たな事業などに対応するため、削減が目標に届かなかったものです。職員の健康の観点からも、事務の効率化を図り、超過勤務削減に努めてまいります。

続きまして、会計年度任用職員の期末手当額の根拠についてですが、昨年12月の議会において議決をいただいた岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいてございます。総額としましては3,666万8,000円となっております。

次に、派遣職員給与等交付金の該当者及び数についてですが、和歌山県より、総務部長、生活福祉部長、事業部次長として派遣いただいております3名分を計上してございます。

続いて、ウェブサイト委託料の委託先についてですが、株式会社サイバーリンクス海南支店となっております。

続きまして、家具固定料の実績と予定についてですが、令和元年度実績につきましては、令和2年2月末時点で7件の申し込みがあり、委託料37万5,340円を支出しております。令和2年度については、50件で275万円を予算計上しております。

次に、危険ブロック塀等撤去改善事業補助金の実績と予定についてですが、危険ブロック塀等撤去改善事業補助金は、地震等によるブロック塀等倒壊による被害を未然に防止することを目的として、道路等に面したブロック塀等の撤去・改善に対し補助を実施しております。令和元年度実績については、令和2年2月末時点で、交付決定10件、補助金236万2,000円の支出を予定しております。令和2年度においては20件で1,000万円の予算計上してございます。

次に、同報系デジタル防災行政無線設備整備工事についてですが、現在使用しているアナログ式電波が、電波法の改正により、令和4年11月末で使用できなくなることから、平成30年度から3カ年でデジタル波を使用した防災無線設備の更新を実施しております。平成30年度において、市役所設置の操作卓の機器更改、令和元年

度で親局、中継局及び一部屋外拡声子局の整備を進めており、令和2年度で全ての屋外拡声子局整備を完成する予定となっております。

防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確な災害情報等を提供し、市民の生命、身体、財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段であります。デジタル化した場合の代表的な効果として、現在のアナログ式無線と比較し、高品質でクリアな音声放送が可能となります。また、文字入力による音声放送により正確かつ均一の内容での放送が可能となるなど、情報伝達性の向上や災害時における迅速な対応が可能となります。

以上です。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、消費税、交付金額の試算の方法、増となる理由は何かということですが、地方消費税交付金につきましては、国が示す地方財政計画における伸び率、これが令和2年度で19.7%、及び令和元年度の決算見込み額8億1,000万円、これにより計上しているところでございます。この決算見込み額に伸び率を掛けた金額の算定をしております。

続きまして、電気使用量減への取り組みと光熱水費の削減計画についてを一括でお答えいたします。

光熱水費の削減計画については、平成27年度に第3次岩出市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの総排出量の削減に取り組んでおります。日常的な取り組みとしましては、昼の休憩時間や業務時間外などに不必要な電気を消灯しているほか、冷暖房についても、稼働時間や設定温度の管理に努めています。また、施設面においても、本庁舎の照明を蛍光灯からLEDへと変更しているところです。

なお、毎月の使用量については、施設ごとに前年比較し、5%以上増加した施設については原因を調査し、改善に取り組んでおります。令和元年度の実績では、前年比0.86%減少しておりますが、小中学校普通教室へ空調設備を設置するなど、増加することもあることから、今後もさらに節電、省電力化に取り組んでまいります。

また、ご質問にありました水道使用量の抑制につきましては、先ほど申しました実行計画の中で、水の使用量を抑制するということは、上水道を利用するために必要となる上水道におけるエネルギー使用量の削減につながるということで、水道の使用後は確実に栓を締める、あるいは水道水の水漏れの定期点検に努める、それと芝生や植木などの散水は効率的に行うなど、それぞれ項目をつくってございまして、

それを守っていただくように周知をしているところです。

次に、PCB処分委託料、現在の保有数量ですが、これは蛍光灯の安定器で22個保管しております。

続きまして、庁舎等修繕工事の内容につきましては、庁舎においては、従前から取り組んでおります庁舎内の照明をLEDに取りかえる工事や人事異動に伴う電気・電話・LAN配線工事並びに急に発生する機器・エアコン等のふぐあいに対する工事費を計上しております。また、今年度は、サンホールにおいてトイレの洋式化工事を計画しておりますので、その分も計上しております。

次に、予備費の使途についてですが、予備費は地方自治法第217条の規定により、予算編成時において予期しなかった災害対応経費や復旧事業費などの緊急を要する予算外の支出に充てるため設けております。令和2年2月末現在における充用実績は4件、114万円であり、使途は災害対応1件、裁判費用3件となっております。

○田畑議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

1点目の市税の増加する要因は何か、個人の増と法人の減の算出ですが、市税の算出に当たっては、基本的には、令和元年度の調定見込み額に、国が示す地方財政計画の伸び率と見込み徴収率を乗じて算出しております。個人市民税の増の要因は納税義務者の増、それから法人市民税の減の要因は税率の引き下げによるものでございます。

次に、2点目の株式等譲渡所得割交付金は、令和元年度の交付見込み額に国が示す地方財政計画の伸び率を乗じて当初予算を算出しております。令和2年度の地方財政計画の伸び率が54.9%となっており、通商問題の動向や海外経済の不確実性、それから消費税率の引き上げ後の消費者マインドの動向など、株価を押し下げる要因が見込まれることから、大幅な減収となっております。

続きまして、コンビニ取扱等手数料の内容につきましては、コンビニ取扱手数料は、納税義務者の利便性の向上のため、平成20年度から利用開始しております。

なお、コンビニ等取扱手数料の算出につきましては、月額基本料3,300円と1件当たり64.9円で、令和2年度では3万8,400件を見込んでおります。

また、キャッシュレス化につきましては、コンビニ等取扱手数料の中には、昨年の5月から開始いたしましたスマホ決済に伴う手数料も含まれております。また、スマホ決済だけでなく、複数の地方公共団体に一度の操作で電子的に納税できる地方税共通納税システムを昨年の10月から開始しております。このように収納チャネル

ルの多様化により、納税義務者の利便性が向上し、さらなる徴収率の向上につながるものと考えております。

続きまして、地方税回収機構の負担金の評価と効果はどうかについてお答えします。

平成27年度から令和元年度まで過去5年間の市からの負担金額と回収機構からの入金額は、全ての年度で回収機構からの入金額が負担金額を上回っているため、一定の効果があると考えております。

今後につきましては、和歌山回収機構は、和歌山回収機構というネームバリューによる滞納の抑止効果もあり、また、回収機構と連携を図ることにより、課員の徴収スキルがアップするなど、結果として徴収率の向上につながっておりますので、今後も回収機構との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の市長選及び市議選における外国在住者の投票権行使についての質疑にお答えをいたします。

岩出市の市長選挙及び市議会議員選挙については、岩出市の区域内に住所を有していない人については選挙権がないということになります。ご質疑にあるように、外国在住ということで、外国に住所を有するという事になれば、選挙権がないということになりますので、投票することはできないということになります。

なお、市長選挙及び市議会議員選挙について、選挙権を有する人が短期の仕事、出張などのために、選挙の期間中、告示日の翌日から投票日当日、告示日の翌日から期日前投票、不在者投票が始まります投票日は、当日、投票所で投票することができます。この期間中に国外にいらっしゃるという場合、この期間、国内にいないというような場合には、原則、現行の投票制度では投票することができなくなっております。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員のご質疑、成年後見人申立手数料につきましては、2人分の予算を計上しております。

続きまして、緊急通報事業の登録者数と実績につきましては、令和2年1月末現在の登録者数は116名で、実績としましては、相談が173件、救急者出動6件のうち救急搬送5件、不搬送1件です。また、協力員の出動は28件、出動員の出動は6件です。

続きまして、老人クラブ連合会助成金登録数と実績はにつきましては、平成31年4月1日現在の登録者数は2,140人です。実績につきましては、老人クラブ連合会が実施する会員の教養の向上、健康の増進、地域活動の支援のためのスポーツ大会事業、研修費、事務費、単位クラブの活動支援等に係る費用について助成をしております。

続きまして、養護老人ホーム入所措置費の内訳はにつきましては、現在措置している4つの施設に対し、主に一般事務費、一般生活費等の費用を見込んでおります。

続きまして、いわで御殿省エネ改修についてですが、老朽化した設備を更新するための工事であり、内容は、空調や照明の更新、複層ガラスへの入れかえなどの省エネ化工事、段差を解消する等のバリアフリー化などです。随時修繕等を施している状況であることから、これらの状況も含め、必要な費用を算定したものです。

続きまして、児童発達支援の具体的内容はにつきましては、このサービスは療育の観点から、集団療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、その児童に合った必要な支援を行うものです。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

まず、幼児トイレの改修工事についてですが、今回の幼児用トイレ改修工事の内容については、岩出市総合保健福祉センター1階検査室の約半分を改修し、幼児用トイレを増設するものです。

次に、高等職業訓練促進給付金の評価と実績はどうかについてですが、高等職業訓練促進給付金は、ひとり親家庭の就労支援として、専門資格養成機関等で資格取得講座を受講する場合、受講期間中の生活費を支給し、ひとり親の自立を促進することを目的にしています。

まず、実績についてですが、平成30年度は10名、本年度は現在9名の方が給付金の支給を受けております。次に、給付金の評価ですが、本年度に資格を取得し、給付金を終了する方は5名で、全ての方の就職内定が決定しており、給付金制度には一定の効果があるものと認識しております。

次に、那賀病院の分担金の内容はについてです。那賀病院が地域の基幹病院として、良質で適切な医療の提供と高度医療、緊急医療の充実、健全な病院経営を行っていくための分担金です。

分担金額については、地方交付税に算入されている項目に着目して、繰出基準額

を算出し、総務省繰出基準も加味した上で、紀の川市、岩出市で、均等割20%、人口割30%、利用者割50%で案分して計算しています。

繰出基準額に係る地方交付税の算入項目としましては、病床数、企業債の元利償還金額、小児医療病床数、感染症病床数等となっております。

次に、一般及び特定不妊治療補助金の内容については、一般不妊治療助成事業補助金の内容についてですが、助成の対象となるのは、タイミング療法や薬物治療など、医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療や医療保険適用外の不妊治療のうち、人工授精など、体外受精や顕微授精を除く治療です。また、抗体検査や染色体検査などの不育検査も対象になります。助成期間は1年度につき3万円を限度に助成します。助成期間は連続する2年間です。

特定不妊治療助成事業補助金の内容は、体外受精や顕微授精、またそれに係る男性の不妊治療について、治療の一部を助成する制度です。助成額は、不妊治療に要した額から、和歌山県特定不妊治療費助成事業の助成額及び治療費総額の3割相当額を控除した額で5万円を上限としています。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 防犯灯設置・撤去工事の内容についてお答えします。

防犯灯設置工事は、移設・撤去を含め30カ所、ポール設置は10カ所、ポール撤去は5カ所を計上しております。

次に、LED防犯灯設置補助金についてお答えします。

LED防犯灯設置補助は、既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯へ取りかえる自治会等から申請があった場合、予算の範囲内において、購入費及び設置工事費の2分の1以内、限度額1基につき2万円で補助しております。

○田畑議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 財産収入の減の理由は何かについてのご質疑にお答えいたします。

減の理由は、クリーンセンターでの全ての資源ごみの売却収入で、特に古紙の市場価格の下落により、前年度より431万5,000円の減額となっております。

○田畑議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員ご質疑の健康ポイント事業の委託先及び仕組みにつきましては、40歳前後から糖尿病、高血圧症などの罹患率が増加することから、岩出市の40歳以上の市民を対象とし、特定健診やがん検診等の健診の受診や市民運動会や健康教室などの健康に関するイベントの参加、また、市民がそれぞれ設定したチ

チャレンジ目標の達成に対し、5から20ポイントのポイントを付与し、合計50ポイント以上で記念品の注せんに応募できる仕組みを考えております。

記念品は岩出市産品を中心とし、事業の周知から応募、注せんまでは市が実施し、記念品の送付は委託することとしておりますが、この事業により、市民の疾病予防、健康づくりの取り組みの推進と岩出市産品や道の駅のPRを図りたいと考えていることから、委託先は道の駅ねごろ歴史の丘を考えております。

○田畑議長 土木課長。

○山本土木課長 多面的機能支払交付金事業についてですが、農地や農業用施設、農道、水路を地域ぐるみで保全、管理する活動や施設の老朽化へ対応するため支援を行い、集落を支える体制を強化する事業です。

次に、ため池ハザードマップ作成委託料の対象についてですが、防災重点ため池32カ所が対象となっております。

次に、大畑才蔵負担金の使い道についてですが、世界かんがい施設遺産に登録された橋本市小田から岩出市根来までの総延長32.5キロメートルの小田井用水路を完成させた大畑才蔵の業績をたたえて、没後300年に当たる令和2年に関係する市町で記念シンポジウムの開催及び記念誌の作成の負担金となります。

次に、畑毛7号線新設改良工事の内容についてですが、畑毛地区で、市道根来畑毛線から市道曾屋畑毛線をつなぐ延長280メートル、幅員5メートルの新設改良道路になります。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 空き家等協議会の開催は、3回を予定してございます。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 ふるさと納税の具体的な方針でございしますが、ふるさと納税制度を活用したふるさと岩出市応援寄附金について、市でウェブサイト等に掲載し、継続して募集しているところです。

また、平成29年度からは地元特産品等のPR、販路拡大等による地元事業者の活性化を図るため、地元特産品を返戻品として贈呈を開始しています。

寄附の申し込み方法としましては、ふるさと納税ポータルサイト「ふるぽ」「ふるさとチョイス」を活用し、広く寄附を募っているところでございます。

それから、通告にないということでございましたが、山地区の太陽光発電の歳入でございしますが、予算書の32ページ、21款3項2目4節、諸収入、雑入の農業費雑入、協力金として計上されております。

次に、農業次世代人材投資資金の実績についてですが、平成28年度が2件、300万円、平成29年度が1件、112万5,000円、平成30年度実績はありません。また、効果としまして、旧制度を含め、農業次世代人材投資資金の交付を受けた者、5件のうち4件が地域の農業経営者として定着しております。

次に、根来地域案内サイン等設置工事につきまして、根来寺周辺におけるイメージカラーやシンボルマーク等を定め、統一感を持ったローカルブランディング計画を作成し、その計画に沿ったデザインの案内サイン等の設置を予定しています。

具体的には、和歌山大学観光学部等と共同研究し、効果的な場所や内容について検討しながら、案内サインの作成を進めていく予定となっております。

次に、財団法人日本さくらの会賛助会費の用途についてでございます。こちらは、桜の愛護、植栽、普及、啓発顕彰、桜の保全、研究、相談、また機関紙、資料等の編さん、発行、桜の交流事業に使われております。

なお、本市としては、平成29年度に宝くじ桜寄贈事業として、桜の若木50本の寄贈を受けています。

以上です。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 公共施設の下水道接続に関して、完了及び未接続施設はどこかということでお答えします。

下水道計画区域内で排水設備のある市の公共施設は49施設ございます。そのうち供用開始区域に市の公共施設は26施設があり、25施設が接続済み、1施設が未接続となっております。未接続の施設は、山崎北こども園の1施設です。また、元年度での公共下水道への接続箇所につきましては、10施設でございます。施設名は、大宮神社公衆便所、岩出地区公民館、上岩出公民館、曾屋教育集会所、学校給食共同調理場、山崎小学校、桜台地区公民館、中央小学校、駅前ライブラリー、岩出第二中学校でございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 会計年度任用職員報酬、人員と学校別にございますが、令和2年度予算について、指導主事2名、ALT2名、学校教育指導員2名、介助員、小学校17名、中学校4名、用務員、小学校6名、中学校2名、学校給食配膳補助員2名、部活動指導員5名の計42名です。

学校別につきましては、介助員の21名は、岩出市小学校に3名、山崎小学校に3名、山崎北小学校に3名、根来小学校に3名、上岩出小学校に2名、中央小学校に

3名、岩出中学校に2名、岩出第二中学校に2名です。

用務員8名につきましては、岩出小学校1名、山崎小学校1名、山崎北小学校1名、根来小学校1名、上岩出小学校1名、中央小学校1名、岩出中学校1名、岩出第二中学校1名、学校給食配膳補助員は、岩出中学校に1名、岩出第二中学校に1名です。部活動指導員は、岩出中学校に3名、岩出第二中学校に2名を予定しております。

続きまして、オートクレーブの検査料の内容についてであります。オートクレーブとは滅菌機のことでございます。ドアパッキンや扉軸、ヒーターパッキンの交換、エアフィルターの点検・確認をすると同時に、固体差に合わせた調整をすることで、障害を未然に防ぎます。また、機器の安全性を担保するための動作確認や器具内部の清掃を実施いたします。台数につきましては、各学校1台の計8台です。どのように使うかということにつきましては、学校での健康診断の際に、舌圧子や歯鏡、耳鏡などを使用後に滅菌するもので、養護教諭が使用いたします。

続きまして、紀の国緑育推進事業補助金の使途であります。森林体験に要する作業員賃金、謝礼、間伐体験機材の使用料、会場使用料、森からのめぐみ体験料、木工用ボンドや軍手等の需要費、傷害保険、バス代、材料費となっております。

要保護・準要保護児童扶助費の対象者及びいつ出すのかについてであります。入学準備金につきましては、事前支給は令和3年度の入学児童生徒が対象となります。対象者は、小学校の入学予定者60名、中学校の入学予定者58名です。いつ出すのかにつきましては、1月末までに申請をしていただき、3月中の支給を予定しております。

○田畑議長 生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 通告に従い、尾和議員の演芸委託料の委託先及び事前に契約しているのか以降、ほか5点について一括してお答えいたします。

演芸委託料の委託先は、現時点では決定しておりません。選定に当たっては、若い世代の声を聞いたり、年度年度で人気のあるものを選定しております。具体的には、演芸の企画会社より企画案を出していただき、採点方式により決定後、契約しております。

続きまして、紀の国わかやま文化祭2021とは、2021年10月30日土曜日から11月21日日曜日の23日間に和歌山県内で開催予定の第36回国民文化祭・わかやま2021、第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会の愛称でございます。

続きまして、文化財看板設置工事については、岩出市水栖の大日寺に所在する岩

出市指定文化財となった大日寺石造宝塔の説明板の設置工事費用です。

船戸山古墳群環境整備工事については、年次計画に基づいて実施しており、令和2年度は古墳の石室上部に生育している大木の伐採と古墳群へのアクセス道の確保を主な整備事業として実施するための経費となります。

下中島の大イチョウ環境整備工事については、県指定文化財となっています天然記念物の適切な維持管理のために必要な措置に係る工事代経費です。

続きまして、オリンピック聖火リレーの件でございます。オリンピック自体の開催が不透明な中、主催である組織委員会から、状況を見て何らかの指示があると考えていますので、我々といたしましては、その決定に従う考えでございます。

続きまして、岩出マラソン大会の予算は、市の助成金に加え、大会参加料から成り立っています。主な用途は、参加賞などの消耗品、記録計測などの委託料であり、過去の実績を見ますと、総経費の平均がおおむね670万円であり、参加料として平均270万円の収入がございますので、助成金の400万円は適切であると考えます。なお、精算後の残金は市に返還しています。

最後に、市民プール管理業務委託料についてでございます。委託先は、現在のところ決定してございません。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最初から行きます。

令和2年の予算についてであります。市税の増減についてであります。やはり基本的には、法人税のマイナス分を個人の税収でカバーするというような形になっております。法人税の岩出市内の減収については、4,200万円余りしておるといのが実態であります。これらについては、私としては、法人税の減税については問題があるというふうに思っておりますが、税率については、本社が岩出にある場合と支社が岩出にある場合、どのような形で減収になるのか、どのような計算式になるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、消費税の交付金額の決算であります。今日の状況からいうと、この19.7%、決算伸び率を勘案してということではあります。この金額については、見込みが狂うんではないかなと思うんですが、そのときにはどうされるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、電気の使用量については、具体的にLED化をしていくということですが、岩出庁舎内のLED化については、今年度中に完了するのか、それとも令和

3年度に回るのか、そこら辺の計画についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、会計年度任用職員の賃金であります、これについては、聞くところによると、月額がマイナスになって、一時金でということですが、そのように理解していいのか、再度確認をさせてください。

それから、人件費の計上についてですが、事項別説明書の中に、このグラフで出ている人件費の総額15.8%、この金額については、報酬、給与等々の全ての人件費が算入しているという理解でいいのか、別立てになっているのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、超過勤務の手当ですが、やはり目標値を設定しておかないと、現状では6万1,000円しかマイナスになってないということでもありますから、今年度の目標値を何%削減するのかということで、3%と言われたんですかね、その点について、再度具体的に職員間で意思統一をして、それに向けて取り組みをしていくということが大切であろうと思いますが、それについてお聞きをしたいと。

寄附金のふるさと納税であります、やはり200万円というのは、余りにも少な過ぎると思いますね、他の地方の実態から見ますと。もっと具体的に、寄附をしていただく方に魅力あるものを、製品を提供していくと、渡していくという取り組みをもっとやるべきではないかなというふうに思っております。

それから、太陽光発電の900万円については、協力金だけでは、我々が予算書を見てもわからないので、協力金の内容を太陽光売電による協力金であるというような表示に、これは変えていただきたいということをお願いをしておきたいと思いません。

それから、公共下水道の接続についてであります、これについても、10カ所ですか。49カ所で26カ所ですから、23カ所が未接続であるということでもありますので、開始区域においては、速やかに接続をするという方針を示していただきたいと思いますが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、光熱水費の削減であります、いかにして使用量を減らしていくのか、光熱水費の問題について、今、部長からお話がありましたが、もっと具体的かつ職員の皆さんとあわせて、どうしていくのか、いかにして減らしていくのかという議論を進めて経費の削減を図っていただきたいというふうに思っております。

それから、庁舎内のLEDの交換ですが、現在、私は全部終わったのかなと思いましたが、完成年度、この予算の中でできるのかどうか、お聞きをしておきたいと思いません。

それから、地方回収機構の負担金についてですが、これは、もう既に取り組みをされて、効果があるということでありますが、いずれは、やはり基本は職員がいかにして税収の未納の部分を上げていくかということであろうと思うんですね。手に負えないやつについては、この地方回収機構に委託するということでありますが、最初から回収機構に回すんじゃなくして、職員の間でもこの取り組みを強化をして進めていただくことをすべきであるというふうに思いますが、市の考えをお聞きしたいと思います。

それから、市長選、市議選の問題であります。外国在住者という形で表現しました。私は、後の後段のところでも事務局長が答弁されました、岩出に住所を置いて、出張なり単身赴任、短期間の単身赴任の場合については、そこら辺について投票できるようなシステムづくりをやるべきであるというふうに思っていますので、それについて再度お聞きをしたい。

それから、成年後見人の申立手数料であります。これは2人ということなんです。21万5,000円ですから、1人10万円ぐらい、医者や弁護士の診断が5万円から6万円と言われておりますので、裁判所の手数料については何千円ですから、2人でいけるのかどうか、これらについてももっとふやすべきではないかと。認知症の患者が5人に1人になるという時代に、余りにも少ない予算であるというふうに思っていますので、この考えについてお聞きをしたいと思います。

それから、幼児トイレの改修であります。これは、あいあいセンターのみで何基、幼児トイレをするのか、女性用、男性用、何基ずつなのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、いわで御殿についてですが、いわで御殿に関しては既存の風呂ですよ。入浴施設、これについては継続して入浴できるようにするのかどうか。改修の中で取り壊すのかということが出てくると思うんですが、それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、健康ポイントについてですが、これは窓口は保険年金課になるんですかね、子ども・健康課ですかね、あると思うんですが、対象者を36万7,000円で何人をめどにしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、不妊治療の関係ですが、これについては何件を想定されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、防犯灯の設置と撤去の内容であります。防犯灯設置については30カ所ということでありますが、これに関連して、今、岩出市で求められているのは聞

くんですが、岩出第二中学校の通り、南に向けて道路が走っておるんですが、そこに防犯灯の設置工事が含まれるのか、これについてお聞きをしておきたいと思いません。

それから、ため池の問題であります。ため池についてのハザードマップ、これについてはいつを目標に完成して、それを全ての情報を公開するということが求められておるんですが、これについてお聞きをしておきたいと思いません。

それから、大畑才蔵の問題であります。生まれは海南であるということをお聞きしておるんですが、六箇井を含めて、江戸時代にかんがい用水を設置をしたということで、田畑の水は助かったということなんですけども、そこら辺の催しについても広報して、広めていくということが必要ではないかと思いません。

それから、根来寺の案内ですが、現在、五百仏山の前にある案内、それ以外に岩出市の案内板を道の駅にもあるんですが、大門の近くにあればよりベストかなというふうに思っていますが、どのような、案内板でサインでということであるんで、電光型の案内板を想定されるのかなと思うんですが、どこの場所にこれをつくるのか、お聞きをしておきたいと思いません。

それから、家具の固定の委託料であります。これについて、現在どういう実績でやられているのか、答弁を聞き漏らしたかわかりませんが、今年度の予定はどうするのかということでもあります。

それから、危険ブロックの補助金の問題であります。やはり予算を組んでも、それを市民の皆さんが使うということにならないのは、やはり啓発活動が不十分ではないかと思うんですけども、そこら辺についてお聞きをしたいと思いません。

それから、防災行政無線の問題であります。多額の金をかけて、要は市民がそれを防災無線でアナログからデジタルに変わるからということで、聞きやすく、聞き取りやすくなるのかどうか。それよりか各家庭に直接防災無線が飛ぶような形の器具のほうがより効率がいいのではないかと。風水害の場合に聞こえないという苦情が出ておりますので、そこら辺についてどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思いません。

それから、演芸委託料の問題であります。契約はまだしてないということですが、いろんな事情で契約をしたけども、解約したときに、その解約金というのは取られるのか、それとも事前に契約の中で、諸般の事情によつての契約を実施することができない場合に、その負担金というんか、契約解除による損害金という形で支払いをするような事項が含まれているのかどうか、これについてお聞きをして

おきたいと思います。

それから、オリンピックの聖火委託料であります。昨今の情勢からいって、やはり中止あるいは延期、その他いろいろな事象が起きてくると思います。これについてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 質疑時間30分が経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、答弁を願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、会計年度任用職員の月額をマイナスにして、期末手当で補填ということでもいいのかということですが、市としましては、年間の収入で下がらないようにと考えてございます。

次に、人件費ですけれども、こちらにつきましては、報酬、給与を含んだものでございます。

超勤手当、これにつきましては、職員間で意思統一をする必要があるということで、これにつきましては、毎週水曜日、金曜日のノー残業デー、資質向上、またボーダレス、オーバークロスによって、超過勤務の時間の削減に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、家具固定の今年度の実績と予定についてですが、家具固定の実績につきましては、令和2年2月末時点で7件の申し込みがあり、委託料37万5,340円を支出してございます。

危険ブロック塀等改修の啓発が足りないのではないかとございまして、こちらにつきましては、住民への周知につきましては、広報紙、また市ウェブサイトの周知を初め高齢者を対象とした市のふれあい学級等での周知・啓発に努めてまいります。また、これにつきましては、令和2年度で終了事業となりますので、さらなる啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、防災行政無線についてでございます。これについては、各家庭に置くようにということですが、まず、今回、デジタル化をするに当たっては、現在のアナログ式電波が電波法の改正により、令和4年11月末で使用できなくなるということで取り組んでいる事業でございますので、こちらが使用できなくなりましたら、全然使えないものとなりますので、まずはデジタル化するものでございます。

あと、気象状況などによって無線放送が聞き取りにくいということですが、情報伝達につきましては、放送内容を再度聞くことができる電話応答サービスや岩出市

安心・安全メール、防災わかやまメール配信サービスなどの登録制メール、また、緊急速報エリアメール等の強制配信を行うものや市ウェブサイト、SNS等、複数の手段を用いることとしてございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、消費税交付金額の試算の方法で、見込み額に狂いが出た場合というか、そういう場合の対応はどうかということでございますが、これにつきましては、先ほどご説明いたしました、基本的に地方消費税交付金というのは、国が示す地方財政計画による伸び率を使って計上しております。この伸び率の見込みが、当初見込んでいたよりも少なかったりした場合というのは、それは必要に応じて補正での対応となると考えてございます。

次に、電気使用量への削減の取り組みということで、本年度で計画が終わるのかという話と、あと、これに関連して、庁舎修繕のLED化の話もあったんですけども、それをあわせてお答えさせていただきます。

光熱水費の削減につきましては、具体的には、先ほども申しましたが、電気については、毎月の使用量は、常に一月ごとにチェックを行って、対前年5%増加している施設については、原因を調査し、改善に取り組むようにということでの取り組みをこれまでも地道にしているところでございます。

LED化が完了するのかどうかということでございますが、これにつきましては、庁舎修繕の工事のところの説明をいたしました、庁舎内の照明というのはLEDに取りかえる工事というのは、市役所での通常業務に支障がないように進める必要があるために、一度にたくさんの範囲を工事をするというのはでなくて、築年数の経過した施設を中心に順次進めているところでございます。

それで、今後もそれを進めていくんですが、まだすぐに終わるといようなところにはなってございません。引き続き継続して進めていくということでございます。ちなみにLED化、参考までに申しますと、庁舎でいいますと、平成28年度には玄関ロビー、平成29年度は市民課、税務課の前の通路、平成30年度は市民課、税務課、上水道業務課、生活福祉部の内部の通路、平成31年度は、令和元年度ですけど、生活支援課、第1会議室、第5会議室、そういった形で順次LED化を進めているところでございます。

○田畑議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

法人市民税のマイナス分を個人市民税のほうでカバーしているのではないかと
いうことをごさいますけども、法人市民税の減につきましては、この引き下げによる
減収分の補填といたしまして、令和2年度から始まります法人事業税交付金が県か
ら交付される予定でございます。これが2,200万円でございます。

それから、法人市民税が、後で申しますが、3.7%下がりました、法人県民税も
2.2%下がります。合わせて5.9%下がるということになるんですけども、この下が
った分を国税であります地方法人税が5.9%引き上げられるということになります。
この地方法人税といいますのは、地方交付税の原資となるものでございまして、先
ほどの2,200万円と、この地方交付税で入ってくる分がございますので、その分で
カバーできると考えております。

それから、法人市民税の税率の引き下げの計算方法ということをごさいましたけ
ども、本社と支社ということではなくて、法人の資本金等の金額が1億円以上かつ
法人税割の課税標準となる法人税額が500万円以下の法人につきましては9.7%が
6.0%に、それから、上記以外の法人、大法人等になるんですけども、それが
12.1%だったのが8.4%に引き下げられるということをごさいます。

続きまして、回収機構、多分最初から全て回収機構に頼ってはいどうかという
ような趣旨のご質疑だったと思うんですけども、回収機構への移管件数は40件で
ございます。徴収困難な案件とか、広域に係るもの、こういったものを回収機構へ移
管しております。

税務課といたしましては、差し押さえ、それから搜索、インターネット公売、そ
れから不動産公売、合同公売等に参加も行っております。全て回収機構がしている
ことは、税務課でもやっていると思っております。

全て頼っているということではないと思っておりますけども、今後も連携していくこと
により、徴収率の向上につながっていくものと考えております。

以上です。

○田畑議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の市長選挙及び市議会議員選挙における外国在
住者の投票権行使についての再質疑にお答えをいたします。

選挙権のある人が投票できないという状況にあることは非常に残念ではありますが、
投票制度については、公職選挙法において厳格に定められているところであり
ます。市選挙管理委員会といたしましては、公職選挙法に基づきまして、選挙を適
正に執行、管理することが求められているところをごさいます。市選挙管理委員会

において、独自にシステムを構築するというようなことはできないということで、ご理解いただきたいと思います。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再質疑、まず、成年後見人申立手数料が2人分では少ない予算ではないかにつきましては、この費用は、申し立てが必要な状態であるが、身寄りがない、身寄りがあっても虐待等、何らかの理由により申し立てする人がいない場合に対して、市長が申し立てを行う場合の費用でありますので、毎年、年間2人前後の実績であることを参考に、2人分の予算を計上しております。

次に、いわで御殿につきまして、浴場のほうを継続していくのかにつきましては、今回の工事は建物の基本的な設備に対しての工事であって、利用に伴う改修工事ではございませんので、活用方法については改修工事が完了された後、従来の活用を引き継ぐ考えで、入浴施設の分も含め、今後、効果的な活用について検討してまいります。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

まず1つ目、幼児用トイレ、何基つくるのかということですが、小便器が1カ所、それから大便器が2カ所を増設する予定としております。

次に、不妊治療、何件を予算化されているかということですが、一般不妊治療につきましては40組分、特定不妊治療につきましては50組分を予算化しております。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 防犯灯設置の再質疑にお答えします。

防犯灯設置につきましては、区自治会等から設置要望の申請があった場合に、岩出市防犯灯設置要綱に基づき、自治会が責任を持って維持管理できるものに対して、予算の範囲内で設置するものでございます。

議員ご質疑の中にある第二中学校南への道路という部分については、自治会等からの申請に基づきとなってございますので、含まれてはございません。

○田畑議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の再質疑、健康ポイント事業の委託料の予算は何人分を想定しているかということですが、予算は記念品分になりまして、155名分を想定しております。

○田畑議長 土木課長。

○山本土木課長 再質疑にお答えします。

ため池ハザードマップの関係ですが、既に平成27年に、ため池の位置、浸水予想区域、避難場所を記載したため池ハザードマップを全戸配布しております。今回は個別の池ごとに作成することになりますが、土木課、総務課のカウンター及び地区公民館での閲覧としたいと思います。なお、希望者の方には戸別配布を考えております。業務としては、令和2年度中に作成予定としております。

次に、大畑才蔵の関係ですが、関係する市町、橋本市、かつらぎ町、紀の川市、岩出市、4市町あるんですけども、今後、広報活動等については協議してまいりたいと思います。

○田畑議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 ふるさと応援寄附金についてでございますが、200万円では少な過ぎるのではないかと、もっと魅力のあるものを返戻品として取り入れて、増額をということでございました。現在、ふるさと納税制度、返戻品につきましては、過度な競争を避けるようにという制度の改正がございまして、品物でいろいろお返しするというようなことはかなり難しいということになっております。また、通常どおり、現在でも返戻品については、常時募集はしておりますので、事業者の方、これと思うものがあれば、ぜひともうちのほうに返戻品として登録していただきたいと思っております。

また、それと同時に、本来の岩出市応援寄附金という意味にのっとりまして、プラスになっているかどうかはちょっとわかりませんが、私たち、市外、県外など観光プロモーションなどに出向くときは、ふるさと応援制度の寄附金のパンフレット、チラシ等も配布して、寄附を広く募っているところでございます。

それから、太陽光の歳入の表示でございますが、説明表示、これからもわかりやすい表示をするように心がけてまいります。

次に、根来地域の案内サインのほうでございますが、議員おっしゃっている五百仏山のハイキングのルートのご案内でありますとか、大門近くの総合的な案内の看板とかいうのもありまして、それぞれ県の遊歩道の整備事業でありましたりとか、観光協会のほうの事業として立てられたものでございます。

今回作成を考えておりますのは、そういった総合的なものとはまたちょっと違いますが、根来を歩いて回っていただく、楽しんでいただくために、個別の施設、設置場所としましては、国宝大塔を初めまして、今回の重文指定を受けました6棟を含む大門とかの重要文化財の建造物、それから経済の主要な施設や行くための経路、

そういった案内などを想定し、サインを設置する予定でございます。

なお、議員おっしゃっていたような電光、電気で光るようなものは考えてはおりません。

設置箇所、内容等の詳細につきましては、地元事業者など、有志によるプロジェクトチームや、また旅行会社等、専門家のさまざまな視点から検討し、検討していきたいと考えております。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 公共下水道のほうの接続の件ですが、市の公共施設、先ほど申し上げたとおり、49施設ございます。そのうち実際に下水道の工事が完了して使えるようになった区域、供用開始区域ですが、これが26施設、そして、残り23施設でございますが、ここにつきましては、まだ下水道が整備されていない区域となりますので、現在のところ接続することはできません。

ただ、23施設につきましては、今後、下水道の整備計画を立てまして、順次整備をしてまいります。また、この整備時期が確定しましたら、各所管課と接続についての時期の調整を行いまして、速やかに接続していただけるよう取り組んでおります。

○田畑議長 生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

演芸委託料の件なんですけど、成人式の記念事業でございまして、解約金を支払ったなどの事例はございませんが、例年の契約では、やむを得ない理由によりイベントが計画どおり実施できない場合は、速やかに発注者と協議し、対応するものとしてございます。

次に、オリンピックの聖火リレーに関してでございますが、県を通じて組織委員会の指示に従ってまいりたいと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第14号から議案第20号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第20号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を

設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、井神慶久議員、福山晴美副議長、田中宏幸議員、松下元議員、上野耕志議員、奥田富代子議員、増田浩二議員、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第14号の審査につきましては、3月16日月曜までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第14号の審査につきましては、3月16日月曜までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長へ互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします

~~~~~○~~~~~

日程第23 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の提出について

○田畑議長 日程第23 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対



策事業の期間延長を求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

福山晴美副議長、演壇でお願いいたします。

- 福山副議長 発議第1号 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月5日提出

|     |         |    |    |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 福山 | 晴美 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 田中 | 宏幸 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 玉田 | 隆紀 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 山本 | 重信 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 増田 | 浩二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 尾和 | 弘一 |

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣(防災)

趣旨説明をさせていただきます。本文の朗読は省略させていただきます、提案理由の趣旨を申し上げます。

近年、気候変動の影響等による激甚的な自然災害が全国各地で頻発しています。

国においては、平成30年度から令和2年度までの3年間を防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として閣議決定し、通常予算とは別枠で予算を上乗せして対策を進めているところであり、緊急対策期間後の令和3年度以降も、防災・減災等の対策に必要な予算と財源を継続的に確保していただく必要があるため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間を延長されるよう、意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同のほどお願い申しまして、説明といたします。

- 田畑議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

- 田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月18日水曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月18日水曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(14時50分)